

# 會報

才四卷 才七号

通卷26号

(Oct. 1959)

伊勢湾台風災害特集号



真珠研究会伊勢部会

## 目 次

功労者紹介 (9) 猪野秀三氏	.....
1 母介生産について	.....脇 専 一..... 1
2 鳥羽、南島、瀬戸内海各漁場 に於ける珠の品質について	.....橋 本 恒 一..... 5
3 「真珠膏」・「真珠丸」について	.....藤 田 正..... 8
<b>バロツク</b> 南島の被災地を巡つて	.....白 井 祥 平.....11
<b>バロツク</b> 紀州地区見聞記	.....阿 部 功.....17
<b>資 料</b>	
伊勢湾台風災害写真	.....編 集 局.....20
英虞湾周遊	.....白井祥平.....30
台風災害ニュース	.....31
伊勢湾台風に対する税務対策	.....44
想定される災害復旧資金について	.....安田勝己.....50
伊勢湾台風による被害調査報告	.....全国真珠.....51
養殖業界時事ニュース	.....53
貝の告白	.....O 生.....59
官庁通報	.....60

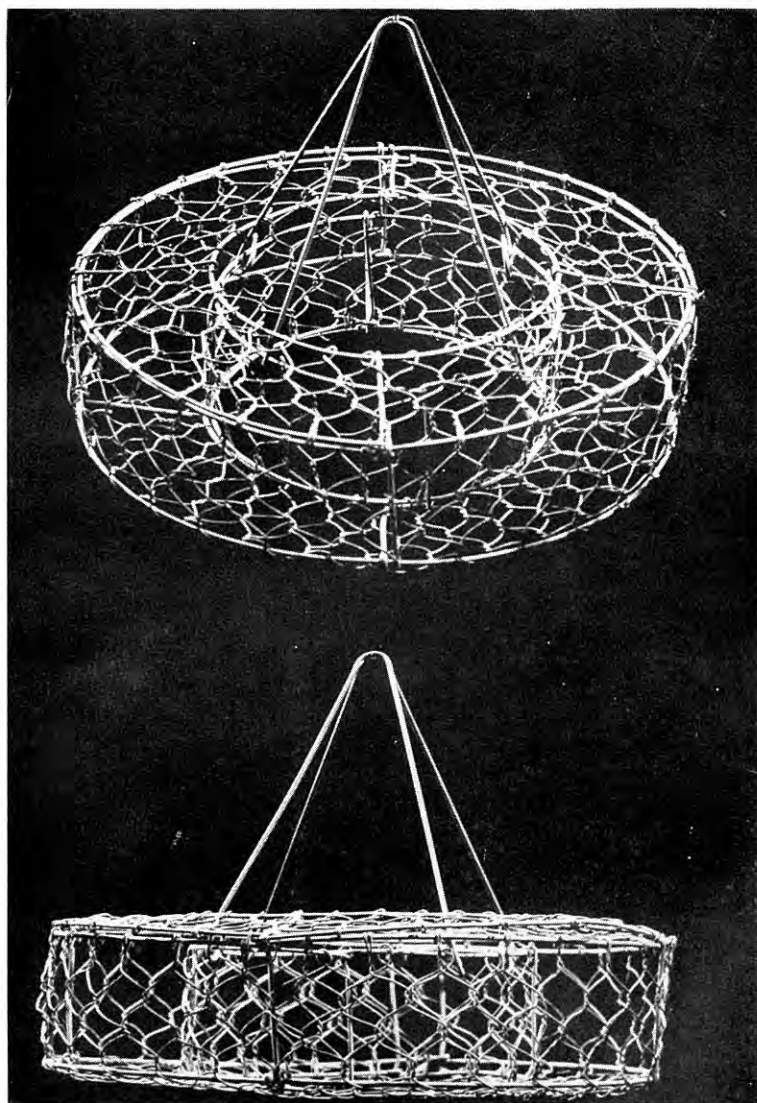
表紙写真は、南島町阿曾浦における真珠筏の惨状

(航空写真は Canon VL 中部日本新聞伊勢支局提供)

猪野秀三氏



猪野氏発明の真珠養殖容器



## 猪野秀三氏の業績

猪野秀三氏は明治21年8月24日、三重県志摩郡片田村に生れた。同36年、片田尋常高等学校を卒業。

大正6年5月、志摩郡片田浦にて真珠養殖業を開業した。

同6年6月2日、半形真珠裏張法（特許第31151号）の権利下付をうけた。

同9年10月より業界将来の大珠真珠生産の素地となるアコヤガイの体内における真珠の最も安定する位置を発見し、爾来専念、創業工夫に尽され、大正11年6月、度会郡南島町古和浦に於いて直径2分7厘、重量2分3厘の核を真珠母貝に施術し、4ヶ月後、これを採取した所、直径2分8厘、重量2分5厘の大粒真珠を形成し、始めて大珠真珠の生産に成功された。これは「卵抜き法」と称する人工排卵法によるもので今日の大珠技術の基礎となつている。

因に、当時の大珠としては直径1分4厘、重量は3厘出き上り（4年巻き）を通常としていた。

更に大正14年、施術後3年目の7月、40個の貝を採取した所、無傷の重量3分1厘珠1個及び2分4、5厘珠6個を得、当時画期的な成功として称賛された。

昭和19年より22年迄、伊勢皇大神宮祝部職を奉職され、同25年より27年迄、漁業法施行に際し三重県より真珠専門委員を依頼された。

同年11月、三重県真珠養殖漁業協同組合理事、同27年、賢島真珠商工協同組合理事を務められた。

同29年2月21日、実用新案、真珠養殖容器を出願し、30年5月18日、登録第428531号として下付され、現在養殖業者の大部分がこの恩恵に浴しているのである。

同32年10月1日真円真珠発明五十周年記念式典の際、現在功労者として表彰された。氏は御亡くなりになる前迄研究に務められ、文字どおり一生を真珠養殖業の発展普及に尽されたのである。

昭和33年3月7日、享年69才で病没された。

---

註、上文は猪野氏提出資料並びに「真珠」による。（文責白井）

特許第三一一五一号 第九十一類 出願 大正六年三月二十八日  
特許 大正六年六月 二 日

三重県志摩郡片田村2612番地

特許権者 (發明者) 猪 野 秀 三

大阪市東区大川町45番地

特 許 権 者 日 本 真 珠 株 式 有 限 公 司

真珠裏張法 明 細 書

發明ノ性質及ヒ目的ノ要領

本發明ハ養成シタル又ハ天然ノ真珠ニ於テ介殼ヨリ切り離シタル部分又ハ其他ノ部分ニ裏張ヲ施コスニ當タリ其真珠内ニ適當ナル空間ヲ形成セシメ其内部ニ凝固性ヲ有スル填資料ヲ容レ別ニ頭部ニ於テ拡大セラレタル断面ヲ有スル突起ヲ其ヘタル塞座ヲ設ケ該突起ヲシテ填資料中ニ埋メテ嵌メ込ムト同時ニ塞座ヲ以テ開口ヲ閉鎖シ以テ該凝固填資料ト拡大頭トニヨリテ塞座ヲ確實強固ニ真珠ニ定着裏張ヲ行フヘクナス所ノ真珠裏張法ニ係リ其目的トスル所ハ容易ナル手段ニテ裏張ヲ完成シ而カモ其裏張りヲシテ決シテ脱離スルコトナク確實ナラシメ且ツ精巧ナル製品ヲ得ヘクナシタルニアリ

図面ノ略解

別紙第1図乃至第3図ハ本發明方法ヲ實施セル例ヲ示シタルモノナリ

發明ノ詳細ナル説明

本發明ハ真珠〔天然及養殖ヲ含ム〕珠(a)内ニ空間(b)〔此空間ハ真珠層ノミヲ殘シ核全部ヲ取り去ルコトニヨリ形成スルカ又ハ核ノ内部ヲ抉リテ核内ニ空間ヲ造ルカ其他適宜ニ造ルモノトス〕ヲ形成セシメ此内ニ「セメント」其他乾燥後凝固性ヲ有スル填資料(c)ヲ容レ別ニ造リタル所ノ頭部ニ於テ拡大セラレタル突起(d)〔第1乃至第3図ニ示セル又ハ其他適宜頭部拡大形ヲ有セル突起〕ヲ有セル閉鎖用塞座(f)ノ其拡大頭(d)ヲ前記填資料(c)内ニ埋メ嵌ムルコトニヨリ填料(d)ヲ以テ拡大頭ニ包閉シ以テ真珠ト填料ト塞座トヲ確實ニ密着セシメ決シテ脱離スルコトナカラシメタルニアリ

従来ノ各種ノ真珠裏張法中ニテ真珠ニ螺孔ヲ設ケ螺突起ヲ有スル塞座ヲ螺入シテ取り付クヘクナシタルモノアリト雖モ真珠ニ微細ナル螺孔ヲ設クルコト及螺突起ヲ塞座ニ突出セシムルコトノ工作至難ナルノミナラス其螺着不完全ニシテ往々脱離又ハ缺損ニ生ス

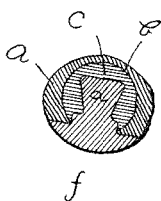
然ルニ本方法ニ於テハ突起(d)ヨリ大ナル空間ヲ真珠内ニ形成スルコト容易ニシテ又拡大頭ヲ塞座ニ形成スルコトモ難事ニアラスシテ之等ハ単ニ嵌メ込ミテ凝固性填料ニテ三者ヲ結合スルノミノ手段ナルヲ以テ工作實ニ容易ナルノミナラス共取付ノ頭部ノ拡大部ヲ凝固性填料ニテ包閉シアルヲ以テ實ニ確實強固ニシテ決シテ脱離ノ憂ナク又仕上り實ニ精巧ナリ要スルニ本發明ハ真珠裏張りニ對スル在来ノ缺點ヲ除キ製品ヲ優良ナラシメ得ル方法ナリトス本發明精細ヲ變セサル程度ニ設計ノ変更ヲ加フルコトアルヘシ

特許請求ノ範圍

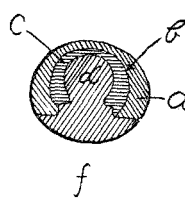
1 前記目的ニ於テ真珠内部ニ空間ヲ造リ之レニ頭部拡大形ヲナセル突起ヲ有セル塞座ノ其拡大頭ヲ嵌入セシメ其殘レル空間ニ適宜填料ヲ間在セシムヘクナス所ノ真珠裏張法

特許才三一一五一号 真 珠 裏 張 法

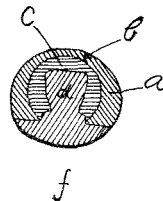
才  
一  
図



才  
二  
図



才  
三  
図



# 母介生産について

協 専 一

(三重県真珠貝養殖漁業協同組合組合長)

## 1. 母介生産の現況

真珠業界の実状については、既に皆様充分御承知の通り危急存亡の秋で御座いますから、多事多難なことは申す迄もありませんが、当然其の一翼を担う母介業界にも種々の問題点があり、早急に解決を致さないと将来スムーズな母介生産を望むことは難かしいので、以下母介生産の現況を簡単に申しのべ度いと思えます。

### (イ)、生産の現況

本年度の母介組合の生産目標は40万 $\beta$ であります。9月現在の実状は当組合で把握致しましたもの約20万 $\beta$ 、掌握出来難いもので当然販売が行われていると推定するもの約8万 $\beta$ 、今秋販売推定約10万 $\beta$ で予定より若干減少ではありますが、昨年の29万 $\beta$ に比して9万 $\beta$ の増産になつております。

本年度の母介登録台数2万1千台、県当局より1台につき20 $\beta$ の責任生産量が付せられております。此の責任生産量は、県母介組合を通じこの販売確認を生産実績として、翌年度の筏登録の基礎資料となり、是により登録筏の増減が勘案されることになつております。本年度販売で既に責任生産量を突破しております漁協は、内瀬、矢口等で御座いまして1台当り30 $\beta$ 程度の数字を示しております。此の様に申し上げますと年末には当然42万 $\beta$ を遙にオーバーせなければならないのですが、推定38万 $\beta$ 位になる第一の理由は（将来県当局としても当然考えて貰い度い）或る数量の母介登録筏が珠業者に貸与せられていることであります。此の推定台数の生産量が大きくマイナスとなつております。一時に切換えることは出来難くとも、逐年当然是正すべきだと思いますし、此の外にも若干のものが他の目的に使用されていることも考えられますので、是等の筏全部が、正常な母介生産に精進する様になれば50万 $\beta$ を上廻る生産は確実

※ 9月研究会講演

であります。

質の点についてであります。逐年向上致しつつあることは申す迄もありませんが、3年介春の販売で3分の1以上100掛以上、120掛以下総量の20%以下と云う成績の組合もあり、他にも此の線に近い成績を挙げて来た漁協も相等組合あります。然し他県に於きましては堅田漁協の様に総数の60%以上が100掛以上、120掛以下のものは殆ど皆無と云う成績を挙げている組合も出て参りました現況に於きましては、……業界の為には誠に結構ではあります。……三重県としては何時迄も決してお山の大将ではられません。今後更に大いに研究努力の余地が残されている様であります。

#### 四、需給について

次に需給の点であります。何と申しましても商行為で御座いますので、各方面に問題点が残されております。一応吾々は県内需給量確保を目的とした生産で御座いますことは言をまたない次第であります。

如何にすれば妥当な値段で一般業界に均等に需給出来るか。悩みの種となっており、全国漁協に對して一括販売を申し入れて見てはおりますが、仲々実現の可能性もありません。

県に於かれても、此の点に深く留意せられまして、協議会を設置、双方の関係代表者を選定して、基本単価並に需給ルートに付て検討を行つておられますし、県審議会に於きましても、此の点に熱意を以て留意致されておりますから、業界の安定基礎となる是等対策も程なく樹立出来ましようし、特に公庫融資が此の点に着意せられ、母貝購入資金を施設費として認められ、問題の不動産担保の条件も、明年以降撤廢の様子で、結局地区的な養殖業者の強い団結体重点と云うことになりそうで、除々にそうした点からも、解決の糸口が作られて行くと考えられます。が然し現況では矢張り代金決済条件等を主体とした考え方で進まざるを得ない態勢であります。機会を捉えて業者の方と懇談、無理のない行き方を選定して行く心組で御座います。

## 2. 将来の母介の生産について

真珠事業全般が、非常な危機に直面致しております現況に於きましては、業界再建の道は生産の計画化と云う外ないと思ひます。此の点からして其の基礎になる母稚介の生産から計画化する必要を痛感致しております。

今日の如く漁場が密殖化され、珠の生産面に極端な不均衡を出した原因の一つに無計画な稚母介の生産が挙げられる、と申し上げても過言ではない、即ち30年の稚介豊作、此の稚介の全量母介化が最大の原因でないと誰が否定出来ま



しょう。

幸い近年の稚介の生産減少が可成り現在の施策を側面的に援助していることも否定出来難い事実であります。昨年度は未曾有の稚介の不作で、愛媛県のを多量に移入致しましたので御座いますが、県内稚介数の減少で、平均して母介の発育は良好でありまして、昨年同期より遙に優秀な発育状況の様に観察せられ、来年度の母介は平均して例年の様な小さいものは無い模様であります。

吾々は一応3年介とした母介を業者の手に渡す、業者の方は、それを適宜、自己の作業ペースに合う様に、所謂準備介として最後の完成を行つて貰うと云う状態が良いのではないかと思います。漁場の衰亡に依りまして、最近4年介として無理のない作業を行うことが、結局浜揚げ時の歩留りに大きな影響がある様に考えられます。

母介育成の基礎となる稚介の採苗が茲で当然問題となつて参ります。昨年移入しました、愛媛産と本県産との差違が問題になります。外見的には現在の処差違を認められません。発育についても甲乙ありませんので、現況では差違ありません。問題は今後の作業と作業後の状態になると思ひますが、これは皆さんが母介として使用せられる迄には、何かの発表が出来る様にしたいと思ひます。

今後の稚介の必要量を如何にして確保して行くか、一応本県今年の作業量位を基準として、此の作業量を維持出来る母介を生産するに足る稚介の安定せる採苗が望しい。1日も早く海苔の人工採苗の様に、必要量が人工的に採苗出来れば申分ないが、茲当分はそれも出来難いとすれば、依然現在の採苗方法に依る外ない。天然自然の条件に大きく左右せられる以上豊凶はつきもの、必要丈の採苗は仲々難かしい。本年の稚介採苗は、昨年のもあり春以来県としては是以上のことは出来ないと云う真剣さで採苗に精進した結果、県下全体としては（地区に依り不作のところもあるが）未曾有の豊作となり約3万4,5千 $\mu$ と予想されます。

母介育成用として県内必要量は、昨年のも考慮に入れて約2万 $\mu$ 弱（筏1台当り1 $\mu$ 弱）あれば充分と考えられます。数の上から申し上げますと、1万掛のものを母介に育成し、途中の減耗を差引きましても1億数千の母介が得られます。

県下で本年度消化した母介は一応9千万乃至1億と推定致されますから、2万 $\mu$ 弱あれば漁協のもの丈で充分あります。業者の施設に付着したもの等もあり、実際的には1、5ヶ年分位の母介が作り上げられると考えられます。

県内にも凶作の漁協もあり、県外からの購入希望もありで、是等の調整を順

調に終わりましたが、尚且最低8千ベ余の余剰を生ずることは必須で、県及県審議会等の意見を聞いて、業界将来の為廃棄することに決定を致しました。

廃棄の理由は

1. 県下漁場の密度を本年産稚介に依り、再び強くしないこと。
2. 珠の品質低下を防ぐこと。
3. 中小珠の生産を抑制すること。
4. 生産の安定化に依る事業の合理化。

等でありますが、不幸にして一部には母介の生産を量的に低下せしめて、単価の吊り上げを策するのではないかと、誤解を受けておりますが決して、その様な底意は毛頭御座いません。

吾々も真珠養殖事業の一翼を担当し、是を生活の據点とする多数漁民を持つものとして、母介の一時的な単価の吊り上げが、将来如何なる結果を招来するかは充分心得ており、珠業界の安定こそ、母介業界の安定であると云う信念を持つております。現在の珠業界の実状を憂うる気持は敢て人後に落ちないと考えます。過日の研究会の席上山勝さんの御意見も承り、真に生産の計画化の必要を痛感致している次第であります。

珠の市価安定と云い、順調なる融資と云いまして、現況では仲々自主的に、其の基礎を固める以外に求める道はないと確信致しております。

珠業者と母介業者とが、真に理解し合い堅く手を握り合つて、各自の本命に邁進しましてこそ業界の暗雲は切り拓かれ、前途に光明を求め得られると存じます。

以上の信念を以て本年度の過剰稚介を処分し将来必要な優秀母介を確保し、以て皆様に良質にして、且つ市場の要求を満し得る真の真珠を養成して戴き度いと念願致しております。

母介の価額の問題その他にしても、御互が熱意と誠意を以て話し合えば、敢て解決の出来難いことではないと思ひます。

前述の諸点に留意して、業界の要求する母介の生産に邁進することこそ将来の母介生産の本義であります。

希くば業界の皆様も個々の目前の小利に拘泥することなく、先ず業界再建こそ真の利益であることに開眼せられ、今後共よろしく御援助を御願い致します。

# 鳥羽、南島、瀬戸内海各漁場 に於ける珠の品質について\*

橋 本 恒 一

(帝国真珠養殖株式会社)

## はじめに

真珠養殖も昭和31、32年頃より急激に県外に新漁場を求めて進出する様になって来ました。此処では特に従来の化粧巻漁場である的矢、鳥羽方面に代るものとして瀬戸内海の一漁場を選んで鳥羽湾の一漁場及び三重県南部の外海性の強い南島町古和浦という漁場に就て、珠の巻及び色に関して比較してみたので、その概略を報告します。

尚、御指導を仰いだ国立真珠研究所の方々に對して深謝する次第であります。

## 材料及び方法

使用母貝は三木浦産の4年貝140掛を、細胞貝には3年貝を使用し、原核1.7分(5.1mm)~1.8分(5.4mm)の2ヶ入を昭和33年8月1日より18日迄の18日間に南島町古和浦で1人の技術員が行つた。施術貝数は5,169貝で施術後20日間静養し、9月7日に沖出を行い同時に穴開を行つてナイロン吊とし、1本に40ヶ付、計130本とした。約2週間静養してから同年9月21日に夫々の試験地に移動した。内訳は鳥羽市安楽島40本、愛媛県越智郡関前村40本、残り50本は古和浦に残し、夫々2m層に垂下、約5ヶ月間養殖した。

その間貝掃除は1回も行わなかつた。尚この試験は最初から試験が目的ではなく、たまたま四国の漁場へ作業貝を運搬する船便があつた為、一技術員が行つた施術貝を3等分して夫々の試験地へ廻したのであるから、前以て核1個毎の重量及直径を測定出来なかつた事をことわつて置きます。

## 結 果

### 〔浜揚及び選別〕

昭和34年2月17日に安楽島、古和浦、2月19日に関前を夫々浜揚した。採取した珠は経験者が肉眼で選別した。

\* 1959年10月1日受理

浜揚貝数及良品、屑の目方及個数は第1表の通りである。

第1表

	浜揚貝数	良品		屑	
		目方	個数	目方	個数
安楽島	1,494	153.5匁	1,955ヶ	39匁	522ヶ
古和浦	1,321	152.5	1,892	22.5	514
関前	1,236	127.5	1,576	21.5	271
計	4,051				

選別には白珠、著しいキズ珠を除いてピンク白系統、クリーム金色系統、ブルー黒系統の3色に大別した。

〔巻〕

第2、3表の如く各漁場の直径及重量の平均値に就てみると関前が直径及び重量共、他の安楽島、古和浦漁場よりも珠の巻きは稍々厚い傾向がうかゞえる。

第2表

漁場 \ 直径	目方					個数				
	4.5mm	5	5.5	6	6.5	4.5	5	5.5	6	6.5
安楽島	0.25	13.5	79	58	2.5	5	227	1,054	647	22
古和浦	0.25	11	76	61.5	5	4	176	999	673	40
関前		7.5	62.5	52	4		129	831	576	40

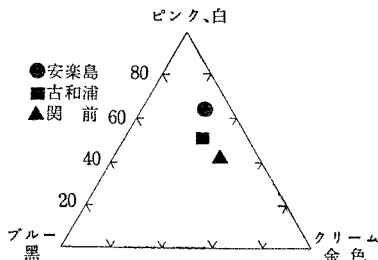
第3表

漁場 \ 直径及重量	直径mm	重量匁
安楽島	5.603	0.0785
古和浦	5.650	0.0806
関前	5.667	0.0809

第4表

漁場 \ 色	安楽島	古和浦	関前	計
ピンク	881ヶ	731	521	2,133
ホワイト系 %	(61.4%)	(47.8)	(43.8)	
クリーム	456	611	519	1,586
ゴールド系 %	(31.8)	(40.0)	(43.7)	
ブルー	96	186	149	431
ブラック系 %	(6.8)	(12.2)	(12.5)	
計	1,433	1,528	1,189	4,150
%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	

第1図



〔色〕

3色に大別したものを漁場別、色の出現率を百分率(%)で示し之を三角図表でみると第4表及第1図である。

第1図でみると安楽島は比較的ピンク、ホワイト系が多く、古和浦、関前ではクリーム、金色が多い。この事は、やはり巻の厚い事柄とも一致している。

之に就て更に第4表より漁場に色の出現率を見た場合1%の危険率で差のある事が認められた。(第5、6表参照)

第5表

Y i j	安楽島	古和浦	関 前	計
ピンク、白色	736.5	785.4	611.1	2133
クリーム、金色	547.6	584.0	454.4	1586
ブルー、黒色	148.9	158.6	123.5	431
計	1433	1528	1189	

第6表

D i j	安楽島	古和浦	関 前	計
ピンク、白色	28.35	3.76	13.28	45.39
クリーム、金色	15.32	1.24	9.18	25.74
ブルー、黒色	18.79	4.73	5.26	28.78
計	62.46	9.73	27.72	99.91

亦、吾々の当初期待する範囲では安楽島と同じ程度、関前もピンク、白系が多いのではないかと推測したのであつたが、予想に反してピンク、白系は少なかつた。そこで重複するが更に安楽島と関前兩漁場を取出してピンク、白系に就てその出現率を見た所1%の危険率で有意な差が認められた。

## 要 約

3漁場を短期間ではあるが養殖して比較した結果

- 1) 巻に就ては他の2漁場(安楽島、古和浦)より関前漁場の方が厚い傾向がうかがえた。
- 2) 3漁場の養殖環境の差異による真珠の各色の出現には差が認められ、更に安楽島と関前とをピンク、白系の色に就てその出現率をみると有意な差が認められた。

尚、本年も同様の試験を行つており、1回限りの試験で結果を云々するのは極端であるが、参考迄に報告した次第であります。

## 「真珠膏」・「真珠丸」について\*



藤 田 正

(三重県立大学水産学部)

真珠が目薬になるとは善く聞かされるので、今から4年前私が長崎県水産試験場に勤務していた頃、長崎県真珠養殖協同組合長井沢次男先生に伺つて見ると、大村藩でも作つていたと云われているが、もう今となつては調べる方法もあるまいとのことであつた。

而るに、大村に国立真珠研究所大村支所が出来て活動せられる様になり、大村真珠に就いては天正10年(370年前)ローマ法王に真珠を献上せられたと云われている大村藩に何か有力な資料はないものかと旧藩主である今の大村市長さんをお願いして見た所、市長さんは早速

「昔の薬がこれ程沢山出て来ました。」と10袋余りも発売当時のまゝの真珠膏や真珠丸を市長室の机から出されて、太田繁支所長(今は賢島本所勤務)さんに、

「もう100年も前の薬になりますがよく効くか一つ試して下さい。」

「藩の財政の苦しかつた時に考えついたものではないでしょうか。」

と笑いながら渡されたそうで、私はその内から1つずつ頂いて来て、外包兼効能書を開いて見ると木版の上にお家流の文字で書かれてある。それを判じ乍ら読んだり、調べて見たりしたのであるが、これは何と大村藩の御殿医で歴代学者の家柄である有名な長与家の処方と監製で、幕末当時最優秀品であつたものに違いない。それで此れは単に長崎真珠の発展の上から貴重な資料であるばかりでなく、或は薬学の方面からも亦記録に値するものかとも考え、こゝに全文を掲載しておくこととしよう。



\* 1959年10月9日受理

## 大村真珠膏

大人は清水にてとき、小児は乳汁にとく

真珠膏は肥前国大村玖島城外の海底より産生する真珠を主として精製なす所の点眼薬也

抑<sup>さし</sup>真珠の眼の聖薬たる事普く人の志る所にして実に世界の一品百薬是に類する物なし假令ば熱して腫いたみつよきものは之をくじき和らげ雲翳ありて明を遮り或はおとろへて視力<sup>はれ</sup>薄くなり失明するものは是を助け明<sup>いんえん</sup>を復す等応用自在の効ありて少も忌嫌事なし依つて一々に其効能<sup>あらは</sup>を挙す又害なきものゆえ禁忌<sup>いんもの</sup>も出さず用いて其実験を試み玉うべし

但し眼球破れ内景くづれ各其位置その任を失へるもの或は極老自然の衰弱眼には用いて益なし、其外怪我眼眼病に一さいによし

長与俊達先生遺方

長 与 貫 一  
長 与 專 齊 監 製

来徳  
堂印

## 大村真珠丸

此薬を用ゆるに第一心得べきことあり総して、此薬を用ゆる間は何処にても大便の不通なるときは別に通薬を用ひて大便を能つうじ素より大便かたき人も通じに心を用ゆべし、通便よろしからざれば効能うすし

人皇十二代景行天皇九州へ行幸ましませし時肥前国とある島へ御着船遊されしに2人の海士来りて異なる毛生えたる貝2つを奉る帝御手ずからは是を開せ玉うに光輝く珠2つ出たり御感悦のあまり備へたる珠の島と勅ありしをもて後世備たるをそのきと唱へ郡名として今大村は彼杵那玖島城といへるも此謂なり夫より後いつの頃にや有なん玖島城海中に夜な夜な光を発するものあり漁父網を入れしに奇異の1つの貝を得たり其後光をとめけるとなん貝を開けば晃々たる珠20余粒あり是所謂真珠にて夜光の珠といへるも此の事にやありなん夫より今に互るまで歳々取得て玖島城内に秘おく事とはなりぬ他国に似よりし種々の貝より生ずるといへども真珠は大村の外生ることなしこれ世のしる所なれども老婆心をつくして爰に著すこと志かり

氣附 眩暈、失氣、卒倒、此の外何症によらず気分あしき時2、3粒づゝ用ひて効あり。

熱病 此症の良薬たり、熱勢つよき症は発汗して解熱し伏して発しがたき症

には発散の力を生じ初より終まで程よく順調して効力を全す症の軽重によりて用ひ一度に3、4粒1日に2、3度服すべし、真珠を解熱の聖薬とし用うる事刀圭家する処なり。

**狂癩** 心労より癯症のようになり昼夜寝りがたく精神擾動し或り念怒し、或は恐怖し発狂する者には一度に2、3粒或は4、5粒朝夕二度用ゆれば熟睡にいたるべし

但し強暴の症は初めより用ゆれば却つて狂をますゆえ下剤、吐剤を用いて後に服すべし。

**勞症** 咳して胸に痛をおぼえ泡のようなる痰を吐瘦おとろえる症一度に5粒朝夕二度長く用いて効あり、吐血咳血甚だしき症にいたつておよぶ所にあらず、此外咳嗽して痰少なき病には最効を奏はす。

**婦人** 産前産後の奇薬なり病症の軽重にしたがい3、4粒或は5、7粒用ゆべし、血のみち一さいによし、但妊娠3ヶ月より9ヶ月まで尤平生血多き人はいむべし。

**痢病** 赤痢、白痢、下痢の多少によらず、熱の強弱にかゝわらず症の軽重をはかり一度に2、3粒1日に二度三度用いて奇能あり、此外下痢の症は皆々効あり、いたみあるものはいよいよ妙なり。

**疝癩** 此症に奇代の妙薬なり最つよき症に即効あり一度に4、5粒用ゆ、軽き症には常に1日4、5粒づゝ長く用ゆれば根治すべし此外疝氣、或は婦人癩氣のいたみ忽て用ゆべし。

**小児** 五疳、吐乳、驚風、青便、百日咳、胎毒一切此外諸病に効あり、当歳は1粒より2粒余は病症年齢にしたがい粒数を増減すべし。

**痘瘡** 麻疹、毒氣ありて熱さかんなる症最奇効あり一度に2、3粒1日に二三度用ゆべしかるくしあげる事甚妙なり。

**遺尿** 小児は毎夜4、5粒づつ用ゆれば効あり、男女15才以上は甚だ治しがたし毎夜蒸風呂に浴せしめ牛肉鹿肉を食し臨臥に5粒づゝ用ひて直に寝に就くべし、7日の間用ゆる時はかならず奏効らるべきなり。

尚つゞいて用ゆれば生涯の患ひ免るべし。

長与俊達先生遺方

長 与 貫 一  
長 与 專 齊 監 製

来徳  
堂印

尚、真珠膏は2糶半位大の蛤の内に布で小豆大に薬が包んで入れられ、真珠丸は0.2糶の丸薬で48個を一包としてある。価格は何れも銀二朱、二百銅でこれは大正時代の20銭に相当している。



# Baroque

## 南島の被災地を巡って

編集委員 白井祥平

真珠界始まつて以来といわれる猛烈な伊勢湾台風は、全く皮肉な事に組合の集荷開始をあと1週間に控えた27日に来襲し、殆んど三重県漁場の全地区に亘り大災害を及ぼしていった。

丁度20日から25日迄英虞湾から紀州迄の全地区をキヤラバン巡業さながらの、ブロック会議を行い、25日は最終の紀伊長島にいたのであつた。

この頃から既に雨はものすごく降り、道路に水はあふれ、海も荒れていた。しかし、よもやこんな猛烈な奴がくるとは予想もせず帰勢したが、明る26日には既に交通が切断し、刻々とする台風ニュースを真夜中迄真暗の家の中でトランジスターラジオによりきき、長島がひどく、養殖場も流失した……と知つて、全く啞然としたのであつた。

27、28日になつたが、伊勢からの交通は勿論通信網も切れ、新聞によれば伊勢市は全く孤立したそうで、我々真珠組合のセンターとしても手のつけようがなく、断片的な情報を集めるにすぎなかつた。

しかし、何とかして早く全体の様子を知り、今後起るいろいろな業務にそなえねばならぬと痛感し、まず調査旁々写真撮影に班を組織して行く事になつた。

いざ、計画してみると実働の出きる人で、而も写真の自信のある人は少い。しかるに地区は広範である。何とか写れば……と、一応若い者は総動員で三班を作り、英虞、五ヶ所、南島、紀州と出動したのは10月1日であつた。

英虞、五ヶ所は最も知られているし、又業者も多く知っている故、又紀州方面は研究会でいつも行つているのでよく判るが、南島は地域だけでは広い上に交通が平常でもむづかしいので誰も行く人がない。偶々私は大学時代に阿曾浦に行つた事があるので大丈夫だろう……と、ついに押されてしまつた。泣く泣くたよりない地図を片手に雨の用意、暗闇の用意をし、カメラを首にハイヤーで出発したのである。

ええーい、行ける所迄行け。あとはテクル事を覚悟で……と、せめても、ちよつぱり頼りになる若い森井君と決心し合つた。

道は最初からわるく、宮川沿いに進む。

地震でも大丈夫という竹ヤブの竹も折れており、見事になつた柿も落ちて美しい位。道端に巨大な砂利採集クレーン車が倒れており驚ろく。

この辺では最も急坂の能見坂峠にさしかかつた。小さくて足廻りのしつかりした車を……と頼んだけあつて、ダツトサン 1,000 番は後ろのシートに坐つていて、後方へ倒れんか……と思う程の坂もどンドン上つて行く。

真珠界にいても一寸この南島の方へは出る事が無いよ……と話す。今夜の宿、全然知らぬ地での船足等、いくら相談しても仕方がない。神宮同様大木が次々折れているが、さすがに竹林の中に生えた杉木立は細くてもシヤンとしており面白い。

峠をすぎ阿曾浦がみえ始めた。筏は一応浮んでおり、ホツトする。話では阿曾がものすごい……との事だつたので……。

阿曾はよく知つているし、みつわの荻須さんがおられるので安心と勝手な心づもりをして車を進め樋柄にきた。

まず第一の関門—海岸沿いの道路は波でとられていたが迂回路でどうやら赤土を切りぬけた。



取材中の M 隊員

土地の人々の顔付も言い方も厳しい。

シヤンパーに長グツでくるべきだつた……と思つたが…その内に雨になり、

樋柄の浜をみて腰を抜かした。石垣の堤防が広く切りとられ、何か木の枝みたいなものが山と重なつている。人々が集つている。近づくると何とそれは竹筏の残骸で、100 余台がことごとく錨をひきづつたまゝ、打ち揚げられたのであつた。貝は……?ときけば、貝なんて全然、所々にあるチヨウチンカゴをみてくれ……と言う。全く10貫目もある錨が何10丁もからみあい、アメの様にひん曲つているのだから手のつけようもなく、呆然としているのも無理はない。

森井君と 2 人は、まだ雨が降っていないので背広で而もカメラを 3 台もぶらさげシヤンとしていたのでどうみても新聞社しかみえず

ヨレヨレのレインコートをきて、更に行く先々で冷い目、いやな棄てゼリフをされてはまいるので、考えた末手拭を引きさいて腕章を作つてしぼりつけた。曰く「全国真珠災害調査班」と。

車は更に贅に向う。海の筏はばらばらになり海岸に打ち揚り、或いは真中に重なり合い、貝は相当落ちてしまつている。ここの養殖場は全部崩壊し、建物は流失して手のつけようがない。折からの雨の中を貝の回収に当つておられ、我々の顔見知りの組合員は大変喜んでくれ、よくこんな遠い所へ来て下さいました。御苦労様な事ですと本当に涙を流さんばかりに感謝され、腕章の威力と喜び同情したのであつた。

6割の被害だ、8割だ……と言われるが、回収した珠の値が3倍も4倍にもならぬと元がとれぬわけで全く大きな被害である。

車は小型であるが、方々の崖ぐずれで通る度にヒヤヒヤする。おまけに災害地であるから三輪やジープ、単車が次々走つてくる。

危い事おびたごしい……と思つていたら神前への途中で、とある上り坂を曲ろうとしたとたん、向うは黄色の二人乗りのオートバイがフルスピードで下りの曲り角から飛び出した。

ハツクと思つたが恐らく2、3秒たつてから両車は急ブレーキで停止した。両方の運転手は青い顔をして息をついている。車の間隔は1mもないから、あと1秒遅れたら大事故だつた。顔中ホータイ姿で帰館しただろう……と2人は青くなつた。

神前の入口、窯業セメントの大工場のトタン屋根は飛んでいる。同湾の筏は最もひどい様に見うけられ、打ち寄せバラバラ重なり合い沈没と大惨状である。

神前入口の田圃には海岸から500mも上迄、真黒のタルが多数ゴロゴロころがつており、その数は数百個もある。

漁協の建物も破壊され、中は真暗で訪ねると組合長がおられた。概況を伺うと、この海域の被害は大きく、特に漁協自営の稚貝が半分もだめになつたらしい。雨の中を組合員はゴム合羽姿で稚貝の回収に当つている。とれた稚貝は案外強くて生きていた。

ここから先は道が決壊している……と言うが行ける逆行こう……と無理に頼んで進む。今日は古和逆行かねばとても2日で帰れないからだ。

古和への道も極めてわるく、こちらから車で行く人は少い丈に随分と疲れる。峠道で大工事にぶつかった。道路が寸断して丁度、三輪車で土や石を運んでいる所。

これから古和迄大分あるし、山坂であるから、愈々テクか……と決心したが、出きたら行つてほしいとまつ事にした。その内に応急的に土が盛られ車はスローで、ゴトンゴトンと左右に大ゆれをして通る事が出きた。かくして、古和の漁協に降りたが、古和も又高潮のため、海岸沿いの家は殆んど大破し、実にあわれである。

漁協も全部出動で空つぽ。考えてみれば朝から何もたべていない。時刻は2時過ぎ。

このまゝ行けば死んでしまうぞ……と食堂をさがしたが旅館しかないとして紹介された宿に行くのと今度の台風でやられ、休んでいて出きないという。

何かたべものをたべさず店はないか……ときくと、ここにはないと返事。2人はこれはえらい所に来たぞ……とびつくり。

右も左もわからぬ狭い道を歩いて状況をみていると太つた年輩の男の人がソバなら私の所で作るから……との事でようやく食にありつた。

この人は、この町の消防団長とかで、乗物や宿の事なら心配してあげる……と大変親切にしてくれ有難かつた。而も波止場で船は皆こわれたためなくて困っている我々をある漁師の人は帝国真珠迄運んでくれた。

きけば僅かに真珠もやつているが、とても手がつかぬ位だ……とあきらめた様な話。

帝国真珠で先輩の橋本氏に迎えられ、骨しか残っていない青空作業場で状況をきき、早速モーターで同湾を巡つた。

この湾は打ち揚げあるいは重なつたために、回収率はよい様で、やゝ安心した。

富士真珠も南勢真珠も作業場は全壊で、建物が総じてひどかつた。米はあるから泊つて行けよ……という有難い言葉であつたが、明日帰れぬといかん……と夕方あわただしく古和を發つた。勿論ハイヤーなんてなく、丁度探していたら、南島病院の車が通りかかつたので助けてもらつた。こんな所でスカイラインデラックスに乗れようとは思わなかつたが、スピード運転に冷々した。

神前についた頃は既に薄暗い。漁協へ行くと戸も窓も全部板が打ちつけてあり、中にはローソクが1本、その廻りに役員が集まり、対策を協議していたが、暗いのでまるで、山賊が密談しているかの様に感じられた。

組合長の親切でとうとう今晚の宿が与えられた。玄関に入つても真暗、テレビが何だかあわれに立っている。勿論旅館といつても女中は1人もいず、通されても自分で仕事をやらねばならず、懐中電燈をつけて、便所、フロと……探しまわる有様。



阿曾にて雨の中を調査に向う(みつわ真珠)

じやないだろな……と恐る恐る蓋をあけて米を電池で見てほつとする一幕もあつた。

朝6時、トタン屋根はザアザア言っている。

7時に波止場を出るといので傘をもつて飛び出すと堀口の内山さんに逢つた。とても同行行きぬので8時に迎えを約束して帰る。

漁協員は既に杉葉を引き揚げて、テントでは稚貝を外している。みた事がある人と思つたら覚田の中久喜君と佐々木君がモーターを治しに来ていた。工場は全壊流失だ……とここでも又悲惨な情報。

神前湾では筏は流失しており、或いは完全に打ち揚げているため、その被害は最も大きく、姿も生々しかつた。風で持つたのに筏や流木が押しよせてきて崩壊した作業場も多かつた。特に山勝、覚田真珠の漁場は湾口に近いため殆んど流失していた。

雨は依然降り々こんな日にカメラはたまりませぬねと言つてくれるが、それどころか……と情ない。

これに次いで方座、奈屋浦とオート三輪にのつたりトラックにのつたり。

奈屋浦では直接我々真珠組合と関係がないが、全滅した漁協を訪ねると、とても喜んでくれ、全体の5%もとれない。3,000丁の錨がまだ50丁しかとれぬ。40万個のナイロンカゴが全滅……とここでも又悲観する数字である。

浜に出ると巨大な堤防が決壊し、それを越えてワラズの如く、太い猛宗竹が投げ出され、テントの下では女が総動員でカゴに残っている涙程の稚貝を拾っている。

くたくたになつてせめて飯だけでも満足にたべられるか……と思つていたのが大きな間違い、出されたのはオール、カンヅメばかりの被災地食だつた。

よもや、麦

恐ろしそうに見える多数の漁民が、我々の訪問を喜んでくれるのを見て、もつと早く来るべきだつたと胸に熱いものを感じた。

賛では中道氏を訪ねると筏、建物共に全部やられ人手がなくそのまま、歩いて行くにも飛び下りたりよじ上つたり。死んだ貝をむいておられたが我々をみてやはり喜んでくれた。組合へ出荷は相当遅れるようであつた。

全滅の大野養殖場を見舞い、道方に向う。

考えてみると又朝から今迄何もたべていない。

これはいかんと、何でも屋に入つて、クラツカーをかつて歩きながらたべた。

阿曾では丁度みつわの船がいたので工場につれつてもらふ。荻須さんに迎えられる、いろいろ被害状況をきいた。この阿曾も6、7年ぶりだが妙になつかしい。さしも堂々たる工場も高潮のためゆるぎどうにか立っているというだけ。作業場は大破していた。20馬力の大型船は山に上つていたが不思議に助かつた…と早速雨の中をその船にのつて海に出る。

折から東京の本社のスタッフがかけつけた所、全く台風のおかげで5年ぶりに三輪君に逢えた。

業界では社長様だけどあえばやはり旧友として話は昔に戻る。ノンビリ出きたあの頃が一番よかつた……としみじみ語つていた。

阿曾浦は袋になつていたので、流失は少く、殆んど多数の筏が湾内数ヶ所にかたまつたそうで、比較的回収率はよいそうである。

しかし、湾口の真和真珠は全壊し、筏も小さい業者とゴツチャになつて困っている様であつた。

阿曾は古和と同じ程の被害程度とみられた。

漁協では詳しい状況を伺い、かくして雨の調査行もふり出しに戻つて終了、苦心してハイヤーをみつけ、暗くなつてようやく伊勢にたどりついたのであつた。

結局、出きた写真をみたり、皆の報告をきけば今回の被害では南島がひどい様で紀州もほぼ等しく、英虞湾は思つた程ひどくない様であつた。(X-5-159)



# Baroque

## ——紀州地区見聞記——

阿 部 功

長島の町並は雨上りの後の様にしつとりとしているが、表通りには何処にも台風や高潮の跡は見られない。しかし一步裏通りへ入ると大変だ。まるで大掃除の時の様に道路一杯に家財道具が放り出されている。昨日水が引いたばかりで、今漸く家の整理に手をつけ始めたとか。海岸に面した所は特にひどく台風の恐ろしさをまざまざと見せて呉れる。

研究会でいつも御世話になつている東良一氏宅に伺い紀州地区の説明を聞く。紀州地区では28日、養珠業者が集り、早急に災害復興資金の融資を仰ぐ様手配をし、且、混乱している筏は各自が取り合わない様、持主の判明している筏は返すが、不明の筏は旧筏台数に比して配分する様に申し合せをしたとの事。幸い紀州地区は業者数も少いせいかわられている様である。

東氏の世話により舟を出して貰い長島の養殖漁場を一巡する。エノ浦は奥部が2つに分かれているが共に奥の方の岸沿いに置いてある筏は被害を受けてなかつたが、この2つの入江が合流する地点に東真珠の漁場があり、此処は全滅で130台あつたという筏は影も形も無かつた。唯、水中から僅かに突出する筏の端が見えて元は漁場であつた事を知らされる程度である。港内を出て名倉へ向う。長島町を守る護岸堤防は各所で破壊され海岸ぞいの巨大な松も中程から折れていて、今更乍ら風と高潮の恐ろしさを知らされる。

前方に浮島の様なものが見えて来た。近づいてみると、これは全て筏で潮と風により滅茶滅茶に積み重ねられたのである。此処は共同漁場で600台余の筏があつた由で、こう重なつては手のつけ様が無い。それでもせめて残つた貝丈でもというのか2、3人の人が貝を揚げていたが、その表情には収穫の喜びも、壊滅の悲しみも無く、唯虚ろな感じがした。動かしている手も機械的に動いている丈であつた。

名倉の奥の方へ入つてみると、筏は殆んど見当らない。沈むか共同漁場へ寄せられてしまつたのだ。岸にあつた新光真珠の三棟の作業場は一棟が漸く家の

形を残しているのみであとの二棟は全壊して、家の形も無い。水辺にはその残骸であろう角材がぎつしりと打ち寄せられていた。

総体的に見て長島の被害は大きく未だ殆んど手がつけられていなかったもので詳細は不明だが約8割程度との事である。第1日目は引本に泊る。引本は宿の女中さんに「此処迄水が上がつて来たのですよ」と、床上1m位の所を示されねば殆んど気付かない程修復が早かつたというのか被害が少なかつた。夜真珠の方も矢張り研究会で御世話になつている速水修氏が来られ、種々と話を聞いたが、引本地区は毎々台風にやられているので、台風に対する準備を嚴重にしていた御蔭で殆んど被害は無く、3割程度との事、翌日船で廻つて見ても、長島で見た様な光景は何処にも見当らなかつた。これは台風の準備もさる事乍ら、南側と北側に山があるので風が南から吹いても直接、筏に当たらないからであろう。

風が西北に変つてから少しやられた程度でそれも作業場に近いので殆んど修理されていた。奥の方の深い所で潜水夫を入れて錨だとか筏を引き上げているのと、2、3の作業場の屋根が飛ばされているのが、台風の爪跡といえば爪跡であつた。しかし同じ湾内にある尾鷲、須賀利及び引本浦の反対側たる白地区は交通の都合で行けなかつたが、殆んど全滅に近い被害を蒙つたそうである。引本を午前中に済ませ賀田の被害は大きいと聞いたので行く事にした。車中より見える各入江には筏の残骸が岸に打ち寄せられていた。

賀田で汽車を下りた時は小雨が降っていた。台風の後の風は陰気である。バスに乗り古江に行く。古江の漁業組合に行き状況を聞いてみると、平均8割で三木浦は6割位だろうとの事。特に古江側の山勝真珠は全滅に近い被害を受けた由である。

雨は愈々激しくなつて来た。山勝真珠の好意により船を出して貰う。古江、賀田、曾根、三木浦の順に廻る事にして出航する。古江では此処が山勝真珠の漁場ですと云われなければ判らない程綺麗サツパリしている。海中より突き出した筏の端にもたれて、船が半分沈んでいる丈なのだ。

曾根側には村田真珠、共栄水産等の筏が並んでいるが、風向の関係から一番外側がやられている丈で奥の方は無傷に近い。約5割位だとの事であるが、筏台数が多いので小さな業者の2、3軒分はあるろう。

あちこちに点在する作業場も高潮にやられたのか柱丈残して見るも哀れな格構だ。積み上げた資材は海中に崩れ落ちている。遠隔の地であるのか、未だ修復されず人影一つ見えない。雨にカメラを濡らさない様苦心して写真を撮る。この地区を大体終つたので三木浦に向う。



雨は容しやなく吹きつけるが、逃げる所が無いので濡れるにまかせている。泣きたくなつた頃漸く三木浦についた。奥の方に海上自衛隊の艦が避難している。その向う側にも筏があるのだが山に囲まれて殆んど被害を受けてないので、入口に近い山清真珠の漁場を対象にする。木筏も竹筏も滅茶苦茶に重なり合い、見るも無惨だ。早く上げないと貝が死んでしまうからと雨にもめげず貝を拾っていた。一体どの位回収出来るのだろうか。

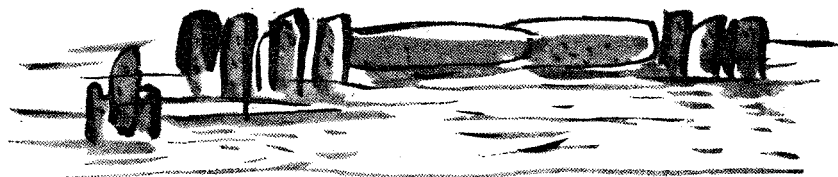
× × × × × × ×

伊勢湾台風は各所に大きな被害を与えて行つた。真珠業界も経済面、心理面に於て多大な影響を受けた事だろう。落ちた真珠は7、8割は回収出来るから、そう大した事はあるまいという見方をしている者もいる様だが、回収した所で剝く時期のものでないし、又来年浜揚げを予定していた真珠も剝かざるを得ないだろう。量に於ては大差ないだろうが質は全体的に落ちているので資金操作もかなりむづかしく、来年度の経営というものは、このまゝの状態では成り立つて行かないのではないだろうか。此処に多くの業者が望んでいる復興資金の融資という事も考えなければならない問題であると思うのである。

次頁の写真撮影

英虞、五ヶ所湾	： 浜 口 潔	(Olympus II)
南 島	： 白 井 祥 平	Canon VT.
	森 井 琢 也	(Olympus Wide II)
		Waltz Wide
紀 州	： 高 橋 正 一 郎	(Olympus Six)
	阿 部 功	(Olympus Wide II)

尙、航空写真は、中部日本新聞伊勢支局、国立真珠研究所は同所中原氏から、又、布施田真珠組合の山岡子郎氏から貴重なネガをお借り致しました。記して茲に御礼申し上げます。





9月27日本土に上陸した伊勢湾台風は室戸、枕崎に次ぐ3番目の超大型台風で上陸後も勢力がおとろえず、50m以上の強風が吹きまくり、紀伊半島上陸の午後6時から9時過ぎ迄三重県は完全にかきまわされて何物でも被害を受けぬものはない惨状であつた。

特に志摩から紀州にかけての真珠養殖場は恐らく真珠業界始まつて以来の大被害を被り、全滅といつても過言ではない所が多く28日以降、各地から入る断片的な情報をきいても全く予想以上の惨状で、折から1週間後に新年度集荷開始を控えて、茲に大問題が生じたわけである。

すでに決定された諸方針も再検討されるであろうし、このまゝではとても真珠界が維持できないので、政府に15億円の復旧対策費を申請する事になつた位である。

一昨年の不況が、ようやく昨年になつて平常にもどりつつあり、今年こそは豊作でノルマルな経営に復する所が大部分であつただけに今度の被害は痛手というより崩壊に等しいものであつた。

これによつて、本年最大のテーマであつた生産制限も、或いは稚貝を海に棄てる問題もなくなつてしまい、今後に残された問題は復旧対策一本にあるわけである。(編集局)

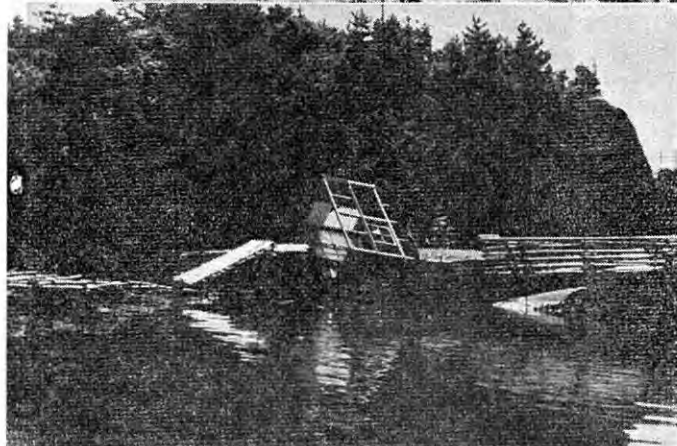


堂々たる  
作業場も全壊した  
御木本真珠  
多徳工場



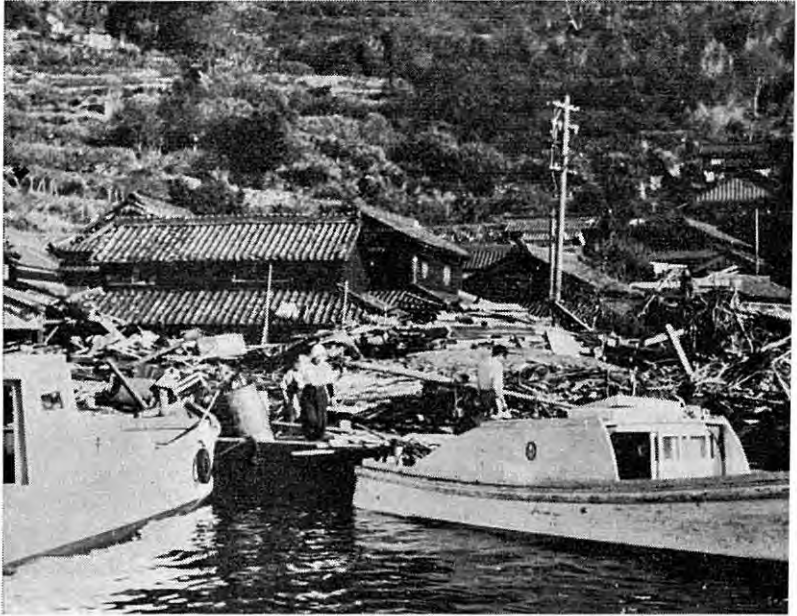
筏が重なり合つた

英虞湾 布施田付近



そのまま海に転げ落ちた  
英虞湾の一養殖場

陸上迄打ち揚げられた五ヶ所湾の状況



田圃の中に  
飛びこんだ  
筏の惨状

(五ヶ所にて)



筏のため  
大破した  
立神の工場



恐るべき海のカッ  
 一丁十貫の錨もアメの様  
 錨を引きずつて  
 打ち揚げられた状況

(體柄)



體柄は外洋に面していたため  
 百台余の筏は一本残さず  
 この通り  
 堤防決壊に注意



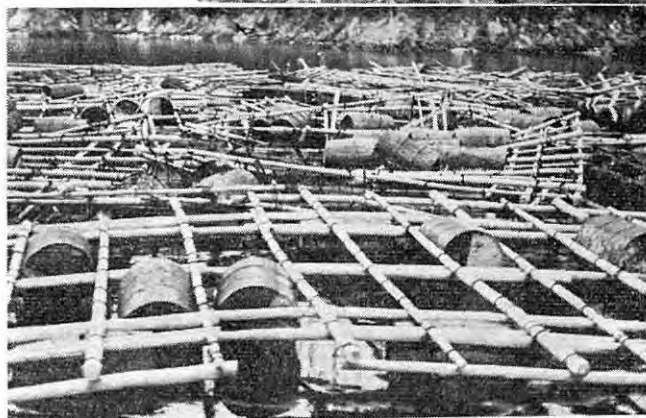
田圃にみられる  
 バラバラの筏の惨状



陸上に全部打ち揚げ  
られ筏、建物共に  
全滅に近い贅のN養殖場

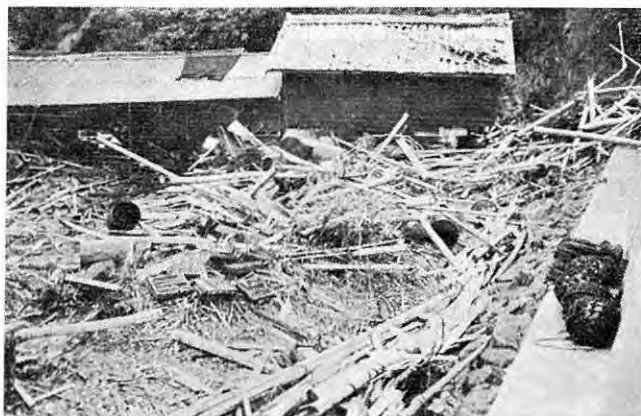


孤立した作業場  
(贅浦にて)



激突、沈没の真珠筏  
(古和浦にて)

右側の堤防を越えて  
打ち揚げられた  
奈屋浦の採苗筏の惨状  
稚貝の回収率は全滅に近い



母貝の回収に努力しても  
斃死貝が大部分である

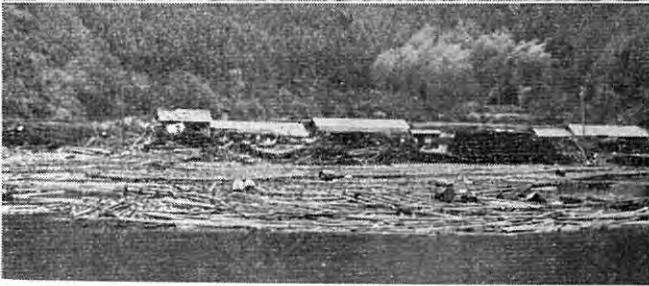
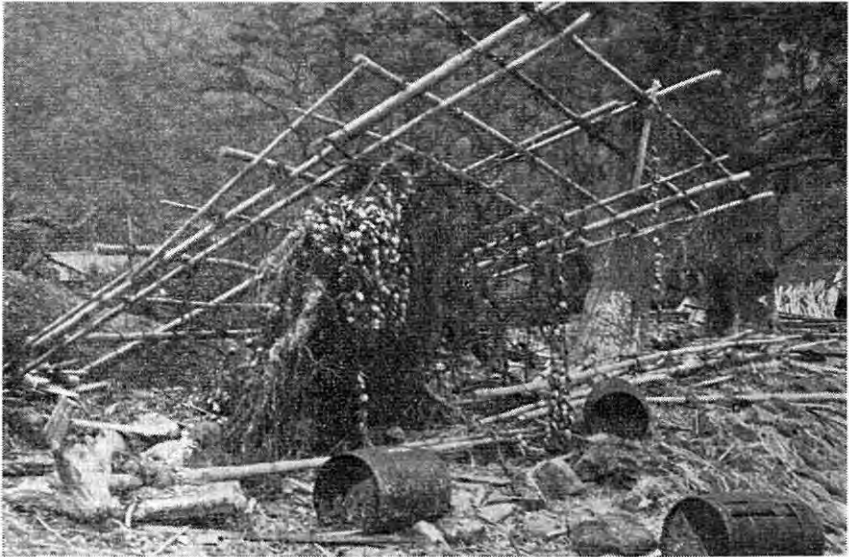
(神前にて)

雨天の中で  
杉葉についた稚貝  
を採取する

神前漁協



目もあてられぬ惨状 (神前にて)



こわれた筏が  
押よせて工場が  
つぶされた  
神前の養殖場



海岸から五〇〇米も上の  
田圃にもタルが打ち揚げられた  
(神前にて)



作業場全壊の

長島A 養殖場



鉄筋コンクリートの  
工場も風波高潮のため  
全壊流失した

(賢浦 O 養殖場)

貝もこの有様で

どれ位生きて回収出きるか  
が問題である

(賢浦 弁天にて)





ナルは分解し  
タルだけ多い  
筏の島

(長島にて)



打ち寄せられた竹筏

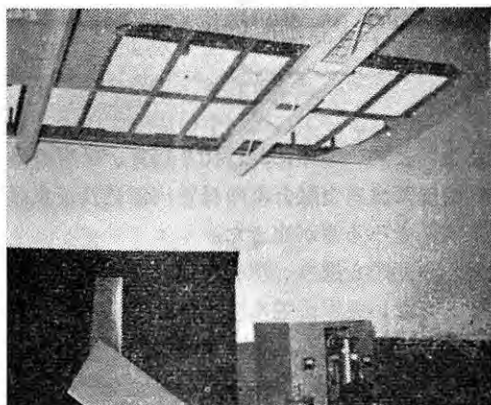
(三木浦 Y 養殖場にて)



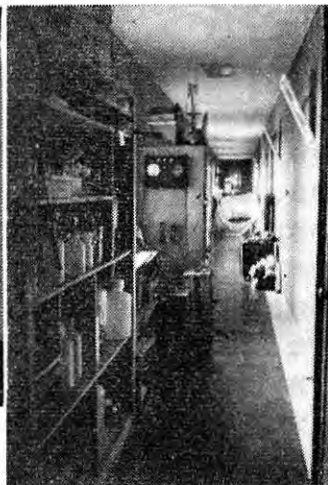
この海には百合余り  
の筏が沈没している

(三木浦にて)

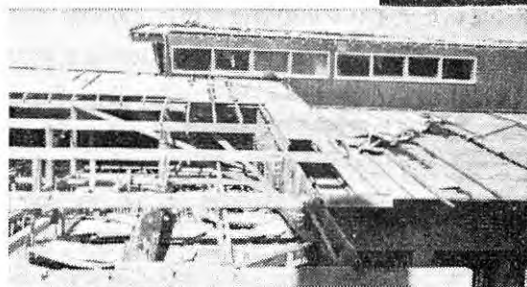
# 国立真珠研究所の被害状況



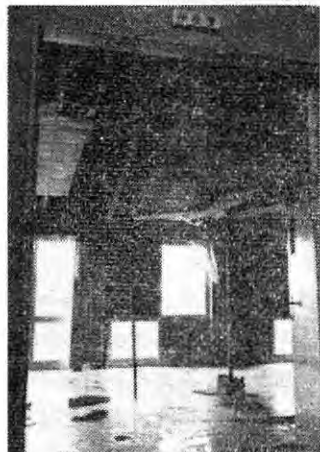
電子顕微鏡の屋根も吹き飛んだ



廊下に避難して研究中



惨タンたる屋根



立派な所長室も吊天井の如し



回収した屋根の残骸



## 英 虞 湾 周 遊

英虞湾は比較的被害が少なかった……と聞いていたが、10月15日、県庁の平賀係長、母貝組合の協組合長のお供をして漁業金融公庫の長谷川部長及び水産庁の本間技官を案内し、つぶさに英虞湾をみる事ができた。

取締船「はまゆう」は神明、立神から船越を通り、深谷水道に向つた。英虞湾の南側湾奥部の筏は相当手入れをしたといえ沢山並んでおり、作業場も被害は少ない。

布施田浦に入ると相当奥迄筏がみられ、平常なら漁場としてよくないのに被害は少なかったが、大部分を占める中央部の筏は全部風波に押されて流れ、一部は間崎へ打ちあげたそうで、4,300台のクロ貝筏中710台の竹筏は流失してしまい、竹筏にぶら下つていたナイロン吊の貝は摩擦により切れてバラバラに落ちほとんど斃死したので、英虞湾中では間崎、浜島と共に被害の大きな地区である。

和具は程度がよいが、更に湾口部の越賀では全部の竹筏は湾中央部に押しよせられ、まるで紐をよつたように大きく円弧を画いており、大型船で引つぱつてもびくともしない有様であつた。

船は浜島に近づいた。湾内にあつた2,000台ばかりの筏はなくなり海は広々として小船が4隻浮いている。よくみれば筏は数ヶ所にかたまり、或いは沈没した残骸が点々と見えかくれしており、沈んだ貝を海女が拾っている。1日1,000円の日当だそうだ。

試験場は屋根がとんだので、一早く屋根の工事が始まつており、どうやらテナンヤはすんだらしく、ボツボツ仕事にかかつているとか……。

協議の後賢島へ戻る。湾の北側は風がまともだつたために筏は殆んど岸に打ちあげられ、或いは沈没して、航路だけを残してギツシリ浮いていた筏の壮観さはどこにもみられない。

英虞湾ではミキモトの被害が甚大だつたともつぱら評判だが、成程ミキモト王国はひどい。建物が堂々として大きかつただけにそれが今はベツシヤンコにつぶれ、土台のコンクリートも全壊しているので一層ひどくみえる。付近の筏は殆んどなく、これも所々に残骸が顔を出しているので、全部沈んだものと見られた。



## 真珠被害は5億円

真珠の本場英虞湾内の養殖真珠イカダ約4万台のうち、大半が被害を受け、浜揚げを目前に控えていただけにその被害総額は約5億円に上るものと見られている。これに続き度会郡南島町海岸部の養殖真珠イカダも相当大きい被害をうけた。

(伊勢新聞 9月28日)

---

## 真珠貝が全滅 (三重)

全国真珠生産高の80%を占める三重県の養殖漁場はこんどの台風で全滅に近い大損害を受けた。伊勢署にはいつた連絡によると南島地方の各湾のイカダはめちやめちやになり真珠貝は全滅。損害は約15億円に上っている。

また化粧巻漁場の的矢湾、鳥羽湾、英虞湾内の浜島、大王、阿児、志摩の各漁場も目もあてられぬ惨状でとくに浜揚げ期を1ヶ月延期しているだけに打撃も大きく、同県の真珠関係損害総額は50億円を上回るものとみられ再起できぬ業者が続出している。

なお全国真珠養殖漁協組では28日から実情調査を始めた。

(中日新聞夕刊 9月28日)

---

## 被害総額45億円

県下の真珠養殖中小業者の倒産続出か

15号台風で全国の養殖真珠の生産量の80%を占める三重県下の真珠は大きな被害を受け損害総額は45億円にのぼる事がわかった。

全国真珠養殖漁協組が28日朝まとめたところによると、三重県度会郡南島町以南で約1万台の真珠イカダの80%が流出したのをはじめ志摩郡英虞湾の5万台のうち50%、化粧巻漁業の的矢湾で8千台の40%、鳥羽湾で7千台のうち30%がそれぞれ台風で流出、被害総額は全養殖真珠の50%45億円にのぼる事がわかった。

とくにことしは浜揚げの時期を1ヶ月遅らせ10月下旬にしたため浜揚げ直前の真珠が流失、被害を大きくしたものである。このためこんご同地方の真珠養殖業者のうち、中小企業者の倒産が続出するのではないかとみているが一方真珠

## 台風ニュース

の品薄で3割近くの値上りが予想されるのでストックを抱えた大手筋業者の中にはばく大な利益をあげるものがあるとみられている。同漁協組ではこの復旧のため政府に対し15億円の申請をする事にきめた。

(産経新聞 9月29日)

### 真珠被害50億円

全国真珠養殖漁協組は28日午前11時地元記者団と会見、真珠の被害と今後の問題についてつぎのとおり発表した。

県下の被害は地区別にみると紀州70~80%、英虞湾60%、五ヶ所湾50%、的矢湾40%、鳥羽湾30%、平均すると50%で被害総額は50億円にも達したもよう。内訳は本年度の採取見込み分50億円と本年度の見込み分40億円の半数(計45億円)がいかれたわけで、これに陸上の資材、設備の被害分5億円を合わせると50億になる。

(中部日本新聞 9月29日)

### 真珠貝拾いは窃盗で取締る

伊勢、鳥羽署が警告

伊勢署では30日、15号台風で浜辺に打ち上げられた真珠貝や浅瀬でみつけた真珠貝を警察に届けるよう警告している。

真珠養殖漁業の度会郡南島町の沿岸では打ち上げられた真珠をうちに持つて帰ることはもちろん、中には海底にもぐつて真珠貝を拾い上げるものもいるので、これは窃盗として取締ると警告しているもの。鳥羽署でも同じように警告している。

(中部日本新聞 10月1日)

### 百八十四億円を越す(農林水産被害) 真珠だけで52億円 復旧措置を強力に要望

三重県災害対策本部は30日、台風15号による災害地視察のため来県した大野農林政務次官に農林、水産関係の災害状況を説明、復旧措置について政府に強く要望した。

## 台風ニュース

同本部が30日までにまとめた農林、水産関係の総被害額は184億161万9千円で被害のとくに大きかったのは真珠52億4921万円をはじめ、水稲24億7713万9千円、紀州ミカン6億7205万円、伊勢タクワンなどの野菜6億896万円などである。

項目別にみると、農業関係54億2247万5千円、耕地関係22億8千万円、林業関係23億3700万円、畜産関係5億1087万4千円、開拓関係4億1034万円、水産関係74億4093万円である。

(中部日本新聞 10月1日)

### 泣くに泣けぬ業者 真珠養殖界に明暗二相

真珠養殖のメツカといわれる暖国志摩は15号台風の襲来であつという間に約50億円が海底のもくずになった。全国の8割に近い業者は南三重の湾口に生活の根をおろしている。

せつかく巨額の金を投じて真珠の養殖に命をかけた人々には泣くにも泣けぬ漁場の壊滅だ。

浜揚げをあと1旬にしてこの惨状である。あまりにも痛ましい15号のツメ跡。ついこの間まで生産過剰に頭を悩まし、価格調整に自主規制さえ叫ばれていた。それが台風一過、いまでは品薄から3倍に近い値上りでストツクをもつ業者はほくほくだろうが、手持ち玉を処分したあと、加工場を失い、漁場を押しつぶされた被災業者にとっては、ほとんど再起不能である。こうした明暗二様の悲喜劇が15号にかわつていま業界に新しい旋風を巻起している。

(中部日本新聞 10月1日)

### 加工業につなぎ融資(商中) 三重県の台風被害

商中では伊勢湾台風で三重県の真珠養殖加工業者の被害が相当あつたため、大蔵、通産両省が災害対策方針を決めるまで暫定的なつなぎ資金、立ちなおし資金を融資する事になった。その枠は当局の決定迄一応原資の枠の中で融資し、融資条件も出きるだけ軽くし、需要者の要求に応ずる方針である。融資額は1件あたり30万円程度が限度だろろうとみている。

現在迄、具体的被害状況が三重支店から完全に入つておらず、最終的被害状



況、当局の災害対策業務がはつきりすれば積極的災害融資を行なうといっている。

(水産経済新聞 10月3日)

## 『死貝の海』と化した英虞湾

### 真珠イカダばらばら

### 残る母貝ねらう海賊横行

伊勢湾台風で大打撃をうけた「真珠のメツカ」英虞湾は通信、交通が復旧するにつれ被害は増大しているが、記者は2日、真珠貝死滅の海と化した英虞湾を横断、全滅と伝えられる御木本多徳島を初めて訪れたが、島全体が全滅という惨状にただぼう然と目を見張るばかりだった。

三重県志摩郡阿児町、賢島さん橋から小型船をチャーターし真珠イカダの散乱する海上をぬうようにして多徳島をめざした。リアス式の海岸沿いに建てられた真珠工場は大部分が吹っ飛び、陸にみえる松の木は強風のため倒れたり、波のため見渡す限り茶かつ色に変色、大自然の猛威を物語り、美しい英虞湾のおもかげはどこにも見当たらない。

みどりに囲まれた多徳島の建物は約80パーセント倒壊していた。木製のさん橋は跡かたもなく吹っ飛び、整然と海上にならんでいた真珠イカダはバラバラになつて流木となり、その上に浮遊物、タンポ（イカリを浮かべるタル）のりあげて悲惨な姿だ。降りしきる無情の雨の中で140人の作業員たちが、ずぶぬれとなつて除去作業を急いでいた。

故御木本幸吉翁が50年間の歳月を費やし、いかなる風波にも難攻不落の折り紙つきで築きあげた護岸堤防は跡かたもなく、バラバラになつた工場の残がいひたひたとさざ波が押し寄せていた。南の強風をまともに受けて加工作業場16むね（延べ1980平方メートル）は全壊、幸吉翁が生前愛用していた真珠閣、朝熊閣は大破、倒壊寸前の哀れな姿をとどめている。めちやめちやになつたイカダは1700台、浜揚げ期直前だつただけに打撃は大きい。

島の人もたちも「なにもなかつた70年前の哀れな姿に逆戻りしてしまつた。整理しようにもどこから手をつけてよいやら……」と灰色の海のあちこちに浮ぶ

イカダの残がいを見つめて暗い表情だ。ここ2、3日治安も極度に悪くなり、夜になると英虞湾一帯に徒党を組んだ海賊が横行、真珠貝を大量にかつさらつていくという。まだ電気もつかないため探照灯装置もなく、家族が交代で徹夜の警戒を続け、このためみんな心身ともに疲れきっている。

業者が一筋の望みを託している海底の母貝も、硫化水素の発生で死滅の危機にさらされ、海の楽園、だつた真珠のふるさと志摩半島は「死貝の海」と化している。

(中部日本新聞 10月5日)

## 伊勢湾台風の波紋

### — ニューヨークの業者も緊急対策 —

伊勢湾台風の襲来で、三重県での真珠養殖業者の被害状況は、当初全国漁協並びに県当局の調査では、総体的に50%程度と見込んでいた。ところが3~4日を経過するにしたがつて、現地からの情報は、刻々に被害の度が高まり、殆んど、全滅の状況にある個所が続出し、総体的被害状況を推測することは、全く困難となつた。

伊勢の全国漁協では、松尾組合長、井上専務理事の両氏が価格評価決定のため、九州に出張不在、西岡副組合長が中心となり、東京、神戸の両地区と連絡をとり、種々前後策につき奔走。

東京においては、御木本美隆氏は交通機関の回復をまつて、28日急遽現地へ赴き、また、30日には国立真珠研究所太田研究課長が、災害後、最初に上京した機会に、在京各商社から30余名集合、災害の実情を聴取、御木本、高島、匂坂、林その他の諸氏は、寄り寄り会合、今後の方策につき意見の交換中。

神戸においては、輸出組合の保田久治氏が、三重県真珠担当者を同道、現地視察の結果、各地から情報を持ちより、30日には大月、北村、横田、山勝、鄭、金井、奥野その他の首脳部が参集、蒐集された情報に基き種々前後策を討議したところ、被害状況は時間の経過するにしたがつて、益々拡大の見込みで、対外関係上、種々に被害の実情を公言することは、市場価格に、悪影響を及ぼすことになるので事実が判明するまで、慎重な態度をとることにした。

## 台風ニュース

また、10月1日には、ニューヨークの加藤駐在員から、国際電話で、同地では、今回の災害に對し、非常に、同情の意を表するとともに、同地輸入組合では、10月2日集會して被害地で必要な物資があれば、その種類を知らせれば、どのようなことにも応ずるから、ほしい品物を至急知らせよとのことであり、また、同地では、5、6ミリ珠が全滅し、将来相当の減産だと見越しての新聞ニュースで、可成りの値上りを来しているとのことである。

何れは、被害の總体的集計ができ次第、関係方面に積極的に、救済対策実現力の運動を展開することになろう。とも角、以上が、最後の編集を終ろうとする10月1日正午、東京における現況である。

〔真珠〕 第4巻第10号

### 災害対策と単協

◆……たとえ珠の値段は安くとも2百20日もことなくすんで、今年こそは豊作、豊漁でホツとひと息の三重県は志摩半島に、三たび重ねて26日の厄日、台風15号が来襲。

水産庁では、明けて28日の早朝から、西村長官、高橋次長、林田漁政部長、その他首脳部が急遽参集して、水産関係の被害対策の根本方針を慎重に検討したが、殊に、輸出のホープ真珠については、産業の性質上、軽視できないと、至急被害状況を調査することになった。

振興会でも、台風一過とともに直ちに各方面から情報の蒐集に、また、御木本、高島、匂坂、三輪それに丁度その日在京中の山勝諸氏は、電話で、あるいは寄り寄り会合、被害対策につき、意見の交換を行なつた結果、御木本会長、諏訪専務理事の兩氏は、業界を代表し、28日の正午、水産庁に西村長官、高橋次長、林田漁政部長、山中振興課長、本間真珠係長の関係当局者を順次歴訪して、左記のごとく陳情を行なつた。

### 15号台風による真珠被害対策

- (1) 被害施設に對し、災害復旧資金の融資及び補助金の交付。
- (2) 右の融資は特別立法により低利資金の貸付。
- (3) 要望融資額は、計画生産の枠を限度とする。
- (4) 復旧資金の対象は、陸上施設、船舶、養殖筏及び母貝とする。

(5) 復旧資金は個人を対象とするも組合を単位として、その組合が責任を負うこと。

(6) 被災養殖業者の免税を要望する。

以上とりあえず6項目にわたる対策方を陳情した。

◇……これに對し、西村長官はじめ、関係首脳部は、生産計画の枠の範囲での対策は、真珠審議会の答申に基く計画生産であるから、当然の要望であり、また、復旧資金の融資については、単一組合の責任において、個人に配分することは、組合精神の本質上、これまた当然のことであること。ただし、将来の具体的救済対策は刻々と変化するので確たることは言明できないが、現在の情勢からは、この要望は至当であると、極めて好意ある回答に接した。

また、国会の農林水産委員会からは、「右資金の利率は特別立法により3分5厘以下とする」との陳情書を速に提出せよとの電話連絡があつた。

今後、この災害対策が、どのように展開されるかは、被害地の実情調査に基く、予算の組み方、国会の議決により、正式に確定するので、今日、明日には間にあわず、時間的にかなりずれることになる。

◇……その場合の救済施設費の用途について、水産庁当局の、意向を打診すると、過去の例から見て大体の方針は、すべて、地区単一組合が対象となり、その組合が全責任をもつて、配分、返済の義務を負うことになつている。もし、地区の単一組合が結成されていない場合は、その地域の漁業協同組合に一括、包含されることになる。

したがつて、布施田、浜島地区の如く、既に単一組合が結成されその機能を發揮しているところは当然災害救済の対象になるが、未組織地区の真珠養殖業者は、地区漁業協同組合の一部として、その恩恵に浴することになる。

ついては、真珠漁協未組織の地区は、速に組合精神の本質に則つた、単協を結成することが、当面被災者が救済される近道でもあると考える。

(「真珠」第4巻第10号)

## 真珠ほとんど全滅

### 残る母貝に海賊のむれ

県特産真珠のこししの浜揚げは5日から始まるが、48億円にのぼる未曾有の被害をうけただけに大半の業者の機能がマヒ、今後相当倒産が出るのではないかとみられている。

一方台風禍の裏をくぐつてイカダの所有権の紛争やら悪ラツな真珠ドロが続出、まともな集荷はおろか、こしし中には取拾がつかないと全国真珠養殖漁協組幹部は前途に暗い表情。

真珠漁場は志摩郡の志摩半島、度会郡、紀州の海岸部にあり、イカダ数7万5千台があるが、この地方をまともに襲つた強風で、こししの浜揚分2万5千台、来年分1万8千台、計4万3千台の半数以上が被害をうけた。

なかでも南勢、長島、熊野地方は全滅に近く、世界的な真珠のふるさとといわれた英虞湾、良質真珠の本場的矢湾、五ヶ所湾などは5割以上、度会郡南島、南勢町、鳥羽市も3割から5割以上の想像以上の被害。湾内では真珠養殖風景は跡かたなく消え、見渡す限りの流木とメチャメチャになつたイカダがはらんしている。

組合員2,600人のうち、ごく一部をのぞいて中小企業。こししの浜揚を唯一の頼みとしていただけに、その惨状は目をおおうばかり、復興するにも前途の暗さから融資の見込みも薄く、品はなく、材料はなしで破産しか道がないと手をこまねている。力のある業者はなんとか少しでも従業員、海女、潜水夫を動員、イカダや海底に沈んだ貝を拾いあげているが、そのなかで業者同志の血なまぐさい所有権争いが日ごとに目だつている。鑑札、符号はほとんど残っていないので早いものがちに自分の財産集めをしているわけ。

真珠品薄のニュースにいち早く真珠価格もハネ上り、これをねらつた真珠ドロも横行している。なかには徒党を組んだ海賊もどきのものもあり、血の涙にも等しい真珠を一夜で100万も200万円もかつぱらつて行く。

第4管区海上保安本部（名古屋）では3日、鳥羽海上保安部に大量に流れたイカダや真珠ドロの取締りを指令、伊勢署、鳥羽署、志摩パール防犯協会でも各地区で盗難防止のパトロールに当り、浜島漁協組では被害真珠は全部町業者

(468) の共有に、大王町船越でもホラ貝を合図に全員共同作業の態勢をとり「1粒でも守ろう」と涙ぐましい努力を払っている。

漁協組では5日集荷開始と同時に緊急幹部会を開き、融資、生産規制、引揚作業規定などの問題について話し合い対策をねるが、これより先、幹部は農林中金などへ飛び惨状を訴えて融資開拓に懸命となつている。

今後県水産課、全国真珠貝養殖、県母貝組合、真珠振興会、真珠加工輸出組合などと横の連絡をとり、早期回復に全力をあげる。

なお、全国真珠養殖漁協組の手持分は現在、前年度集荷総量の3分の1にあたる5,250キロ、約5億円があり当分品不足はないよう。

(伊勢新聞 10月5日)

### 伊勢湾台風に積極的対処

## 品質管理、計画生産は変更せず

振興会 災害対策基本方針決定

伊勢湾台風による三重県下の真珠養殖業の被害は総額54億円にのぼり、水産関係被害総額130億円のうち最も大きかつたが、日本真珠振興会は10月7日熱海で緊急理事会を開き、台風被害対策について協議した。その結果、品質管理並びに計画生産の線は既定方針通り今後も実施し災害対策はこの線に沿つて行うとの基本方針を決めるとともに、具体的な災害対策を決め、直ちに関係方面に運動を展開することを確認した。

### 融資受入体制の整備急ぐ

まず協議に先きだつて各地の被害額の明細が発表され、ついで別項の如き、全国漁協組の協議対策などが持ちよられて、審議の上、左の基本方針と対策が決定した。

#### 基本方針

品質管理、計画生産の線はゆるめず、災害復旧もこれに沿つて行なう。

#### 対策

1. 復旧に伴う裏づけ融資の受け入れ体制として漁協の組織を整備する。(救

## 台風ニュース

済施設費は地区単位組合が対象となるため真珠漁協未組織地区に組合の本質にそつた単協を組織することにより、被災者救済の近道とする)

2. 災害施設復旧融資、災害経営金の融資、補助金を官庁に對し陳情する。
3. 施設融資の対象は陸上施設、船舶、養殖筏、母貝とする。
4. 借入金の返済延期を要請する。
5. 被災業者の減免税について要請する。
6. 評価基準については値上りは予想されるが状況をみきわめた上で改めて協議する。

### 補助対象は筏15台以下

#### 水産庁、災害対策特別立法で態度決定

伊勢湾台風の災害対策特別立法は、来る10月26日閣議において審議されるが、これに先きだつて水産庁では、台風の対策として復旧資金面に左の如き方針をとりまとめて提出した。

補助金の場合。

真珠養珠業者に對しては筏の経営規模が15台以下のものを対象とする。

貝については全部を補助対象とする。

被害を半分復旧するのに補助率100%とする。(被害の2分の1)

融資の場合

▷主務大臣指定の災害施設復旧費筏、母貝をセットにして50台を融資対象とする。

従来最高復旧費1千万円を4千万円限度までひき上げる。

母貝組合に對しては、組合自営の場合のものに對して(母貝を含まぬ)は、365万円位にひき上げ、組合個人の場合は50万円位までひき上げる。

▷天災法にもとづく融資従来検討額15万円を、養殖業者160万円(運転資金として、核の購入費、挿入貝の購入費、人件費若干を含む)、漁協1人50万円程度(稚貝購入資金として)とする。

なお同庁では、10月12日より本間技官が現地へ赴き被害調査にあたつている。

(真珠新聞 第198号)

## 低利な災害融資など

### 振興会、関係方面に陳情

日本真珠振興会では、台風後、各方面より情報のキャッチに奔走在京中の幹部は被害対策について意見の交換を行なうなどの一方、28日には御木本会長、諏訪専務理事の両氏が業界を代表して、水産庁長官はじめ関係当局者に左の如き項目の陳情を行なった。

- (1) 被害施設に對し、災害復旧資金の融資及び補助金の交付。
- (2) 右の融資は特別立法により低利資金の貸付。
- (3) 要望融資額は計画生産の枠を限度とする。
- (4) 復旧資金の対象は、陸上施設、船舶、養珠筏及び母貝とする。
- (5) 復旧資金は個人を対象とするが、組合を単位としてその組合が責任を負うこと。
- (6) 被害養殖業者の免税を要望する。

更に10月8日には、あらためて陳情書を作成、国会、各官庁、金融機関に送付している。

陳情書の内容は次の如くである。

#### 陳 情 書

この度本州中部を襲った伊勢湾台風による被害が、史上未曾有のことは御高承の通りであります。就中その真珠に与えた被害は壊滅的なもので、輸出産業としての真珠事業の発展に大打撃を与えました。しかし、我々は全業界を挙げて災害復旧に努力すると共に、なおかつ業界多年の念願である品質管理と計画生産を達成し、禍を転じて福とすることに日夜全力を傾けております。この度本会役員会を開催し、災害復旧について種々協議致しましたが、われわれ自身が努力してなお足りない所は、是非共関係方面の御援助に頼らなければなりません。何卒、私どもの意のある所を御汲取願ひ特別の御援助を賜わるよう御願申上げます。

#### 基本方針

1. 今後とも品質管理（粗悪品の輸出防止）の線は緩めず続行する。
2. 計画生産の方針を強行し、災害復旧の場合といえども、筏規制の線で止



## 台風ニュース

めるのはもちろんのこと計画生産の実施と、その裏付けとなる融資の受入体制として、地区単協組織を整備する。

御願い。

### 1. 低利の施設災害復旧資金の融資

昭和26年の災害の時は、政府におかれても特別立法の措置を講ぜられ、養殖施設の復旧資金は、年利3分5厘で融資せられました、今回も同様の措置をお願いします。

### 2. 補助金の交付

昭和28年の災害時には、個人の養殖施設の復旧費に對し、政府は補助金を交付致しました。今回の災害は、当時を著しく上回る被害でありますので、前回同様、補助金の交付方御願います。

### 3. 災害復旧経営資金の融資

天災法により経営資金を融資せられる途が開かれており、これによりますと1人当り15万円が限度であります、これを50万円に拡大されるよう御願います。

4. 施設災害復旧資金の対象物件として、陸上施設、船舶、養殖筏、及び母貝を認めて頂きたい。

5. 復旧資材の入手に関し出来るだけの御便宜御取計い下さる様御願います。

6. 被災者の減税について、特別の御配慮をお願いします。

7. 被災者の借入金の返済期日の延期について、農中、商中、その他一般市銀に對し取計方御願います。

(真珠新聞 第198号)

# 伊勢湾台風に対する税務対策

台風史上最大と云われる被害を与えた「伊勢湾台風」で、罹災された方々に対する国税の救済措置は、概ね次の通りでありますから、必ず期限内に手続をして下さい。

手続が遅れると、税の減免も、徴収猶予も受けられなくなります。

## 所得税について

被害の大きさと、所得の多少によつて、二つの方法（所得税法によるものと、災害減免法によるもの）があります。

### 1. 災害減免法による方法

住宅、家財等の損害額が、それ等の時価の半分以上で、本年の所得見積額が

50万円以下の場合……………税の全額免除

80万円以下の場合……………税の半額軽減

120万円以下の場合……………税の2割5分軽減されますが、この減免を受けるためには次の手続が必要です。

1. 災害による被害状況調書（災害を受けた住宅、家財等の明細書）と、災害によるたな卸資産の状況調書を、早速、税務署へ提出して下さい。
2. 災害が止んだ日（9月30日）から2ヶ月以内（11月30日）に、「災害減免法による更正の請求書」を提出して下さい。（「災害証明書」が必要です。）

この場合

1. 住宅か、家財かどちらかが、半分以上の損害があれば、この適用が受けられます。
2. 店舗、工場、倉庫等事業用の建物や、商品、原材料等たな卸資産の被害は、所得計算の場合は加味されますが、災害減免法の場合は関係ありません。
3. 災害減免法の適用が受けられるのは、住宅か又は家財の損害が、その価格の半分以上であつて、所得が120万円以下の方です。

それ以外の方は、別項の「所得税法の雑損控除」の方法によります。

この手続によつて

1. 7月予定納税で、納め過ぎとなつた、所得税は、還付されます。

2. 状況によつては、1年以内の税の徴収も猶予されます。

## 2. 所得税法の雑損控除による方法

1. たな卸資産以外の資産に受けた損害が所得金額の1割を超える場合は、その超える部分を雑損失として、所得より控除して税額を計算します。
2. 雑損控除を受ける額が、所得金額より大きいときは、所得税は本年分が「タダ」になるばかりでなく、本年分で引き切れないときは、今後3年間に亘つて所得から控除されます。(災害減免法はその年限りです。)
3. 所得金額が120万円を超える人や、損害が住宅、家財の半分以下の人でも損害が所得の1割以上であれば適用されます。
4. 災害減免法と違って、たな卸資産以外のすべての資産についての損害が対象となります。

## 3. どちらが得か?

以上二つの方法がありますが、被災者はこのうち何れか一方を選んで、その方法により救済が受けられます。

さて、どちらが有利でしょうか? 次の事項を参考にして、判断して下さい。

1. 先ず第一に、たな卸資産の損害を差し引いて、本年の所得金額が何円になるか? 見積所得金額を計算して下さい。
2. 見積所得金額より、雑損控除を受ける金額が大きければ、文句なしに、雑損控除を選んで下さい。
3. 見積所得金額が、50万円以下で、住宅、家財の損害が、その半分以上であつて、損害額が見積所得金額以内の場合は、文句なしに、災害減免法をお選び下さい。
4. その他の場合は、両方の救済方法によつて計算し、有利な方法を選んで下さい。

## 4. 給与所得者について

給与所得者についても、以上の方法によつて救済されますが、只相違するところは、給与所得者は、その税金を月々予納してゆくのでありますから、「災害による源泉徴収所得税の徴収猶予(還付)申請書」に所要事項を記入し、勤務先を通じて税務署へ提出すると、所得の段階によつて、源泉徴収税の徴収を、還付又は猶予並びに軽減されます。

## 法人税について

法人が受けた損害は、すべて、法人所得計算上の損金として計算されますから、自然に所得が軽減されます。従がつて法人税もその分だけ減少しますから、大した特例はありませんが、次の諸点が特例となります。

### 1. 申告、申請、請求の提出期限の延期

災害減免法によるものと、法人税法によるものとあります

#### 1. 災害減免法によるもの

法人税申告書（確定、中間、予定）、再調査請求、審査請求、法人税額の還付申請書等で、被害のあつた日以後1ヶ月以内に申告、申請、請求の期限が到来する場合は、申請せなくとも自動的に、2ヶ月以内で延期されます。

#### 2. 法人税法によるもの

災害により決算が確定せないため、提出期限までに、法人税確定申告書を提出出来ない場合は、「提出期限延期申請書」を税務署へ提出すれば、承認を受け指定された日まで延期されます。

### 2. 徴収猶予

#### 1. 災害減免法によるもの

災害の日以後1年以内に納付期限が到来する（更正により納付期限のきたものを含む。）法人で、災害をうけたため、法人税が納付出来なくなつた場合、各納付期限から1年以内（被害の程度及び納付能力によつて判定する。）の期間、徴収が猶予されます。

#### 2. 国税徴収法によるもの

災害のあつた日に納付期限が到来しており、滞納中の法人で、災害をうけたため法人税を納付することが出来なくなつた場合、申請後1年以内の範囲で被害の程度及び納付能力により判定して、徴収が猶予されます。

### 3. 被災法人の税務対策

#### 1. 中間申告の提出

1年決算の会社は、半年目に前年度法人税の半額を予定納税しておるが、被災によつて所得が減少するのであれば、面倒でも、事実に基づいて中間決算を行い前年以下の法人所得金額で、中間申告と納税をすることが望ましい。

## 2. 税金の繰戻し還付

青色法人の特典ですが、災害により年度分所得金額が赤字になった場合は、前年分の所得から繰戻すことも、又、翌年度え繰越すことも出来ますが、災害による資金繰り等を考えた場合は、前年度分より繰戻しを受けて、前年納めた税金の還付を受けた方が、経営がいくらかでも楽になると思います。

### 徴収猶予について

被災者が納めるべき税金で、滞納中のもや、未だ納期が来ておらない税金について、災害の程度や、納付能力等一定の基準によつて、徴収が猶予されますが、該当の方は、「徴収猶予申請書」を提出せなければなりません。

### 是非、心得ておきたい

#### 1. 災害の事実を、具体的に、正確に、記録しておいて下さい。

災害を、災害として認めてもらうためには、災害の事実を具体的に、正確に記録すると共に、税務署とよく連絡をとつて、災害の事実を実際に見て貰うのが何よりです。其の際災害の状況調書を手交しておくとうよろしい。これが出来ない場合でも、災害がわかり次第、出来るだけ早やく、どしどしと其の状況報告書を税務署へ提出すると共に、その写しは必ず保存しておいて下さい。被害状況の現場を写真撮影しておくとうよろしい。

#### 2. 自己判断によらず、忙しくとも、夫々の機関に出掛けて適確な処置をして下さい。

とぼしい知識での自己判断は禁物です。餅やは餅や。こんな時こそ、遠慮なくどしどしと、税務署や、県税事務所、市町村役場へ出掛けてゆき、よく話し合い、不明の点は、訊ねて、あとで悔のないようにして下さい。

#### 3. 手続は1日も早やく

1ヶ月あるから、2ヶ月あるからと思つておるうちに、期限に合はなくなることがあります。間近に大あわてをせなくてよいよう、手続や提出書類はなるべく早やく提出しておきましょう。そうすれば安心して事業の復興に全力が尽せます。

## 被災帳簿書類等について

法人や個人青色申告者の方で、災害のため、帳簿や証拠書類等を風で飛ばしたり水に浸けたり、雨に漏らしたり、泥を冠つたり等の理由によつて、紛失、破損、判読不明等の事態が発生した方もあろうと存じますが、この様な場合、そのままに捨ておきますと、本年分の所得調査に当つて、「ある。」とか「ない。」とか「ある筈。」だとか、問題がおきる可能性が多分にありますから、帳簿書類等が

### 1. 「流失した」等跡形もない場合は

なるべく記憶の新しい間に、再現の出来るだけ整理して、再現しておいて下さい。この場合、経費等で毎月定期的に支払われる電気代や、電話料金や、銀行の出入、仕入先等、取引先で証明して貰える処は、出来るだけ証明してもらつて、所謂、「第三者の発行する証拠書類」に整備しておいて下さい。

### 2. 浸水、冠水、破損等の場合は

そのものが内容判読不能であつたり、半分しかなかつた場合でも、浸水、冠水等は、そのまま乾燥し、破損のものもそのままにして、保存しておいて下さい。読めないから、半分だからと云つて捨ててはいけません。

いづれこれ等の点については「通達」によつて、その取扱が明示されると思いますが、この災害を口実に、帳簿や書類を「流失した」とか「汚損したので棄ててしまつた」という便乗組と混同されることのない様に、正直者は誠意をもつて「事実申告」を堅持するための努力を払つて下さい。

## 県税について

国税と同様に、県税についても、災害による減免と、徴収猶予の救済措置がひらかれておりますが、県税13種目のうち一般に関係のある税種目についての概要は次の通りです。

### 事業税の減免（個人事業税）

1. 事業の用に供する家屋、商品、原材料、機械器具、船舶（以下「事業用資産」という）の価額の全部に損害をうけた者税額全額免除

2. 事業用資産の2分の1以上の損害を受けた者税額の10分の7免除
3. その他災害により事業上甚大な損失を受けたと認められる者税額の10分の5免除

### 自動車税の減免

1. 災害により全壊又は流失した自動車当該自動車の年税額の12分の6免除
2. 災害により破損した自動車を復元するために要する費用の額が当該自動車の代りに同種同型の新車を購入することとした場合のその購入の価額の5分の1をこえる自動車  
当該自動車の年税額の12分の3免除
3. 自動車税の納期の特例  
第2期分の納期を11月1日から11月30日までです
4. 不動産取得税の減免
  - 1). 滅失または損害による代替取得不動産については災害により滅失又は損害した不動産の価額により算定した税相当額を免除
  - 2). 取得の直後に災害により滅失または全壊した不動産税額の全額免除
  - 3). 取得直後に損害した不動産でその損害の額が10分の5をこえる不動産税額の10分の5免除
5. 自動車取得税の減免
  - 1). 取得直後に滅失又は全壊した自動車税額全額免除
  - 2). 取得直後に損害した自動車でその損害の額が10分の5をこえる自動車税額の10分の5免除
  - 3). 滅失又は損害による代替自動車は災害により滅失又は損害した自動車の価額により算定した自動車取得税相当額を免除
6. 徴収猶予の取扱  
災害により資産に甚大な被害をうけた者で次に掲げる税額を直ちに納付することが困難であると認めるものは徴収猶予を行う
  - 1). 娯楽施設利用税、遊興飲食税、軽油引取税は2ヶ月以内
  - 2). その他の県税は1年以内
7. 県税減免申請書の提出  
別に定むる減免申請書を税目ごとに被害事実を証する書面を添付して提出のこと

(伊勢商工会議所 資料より)  
伊勢中小企業相談所

# 想定される災害復旧資金について\*

安 田 勝 己

(全国真珠養殖漁協常任監事)

今回の伊勢湾台風による真珠養殖関係被害総額は約50億円、これが復旧に要する資金を25億円(別表参照)と算定、この数字を基礎として、政府並に金融機関に対し国庫補助金の交付、並に政府資金の融通等を陳情致しておりますが、何れも法律改正並に要綱変更を必要とするもので、未だこれが正式決定の段階に至っておりませんが、一応想定される災害復旧資金、特に組合関係の資金について、説明致します。

国庫補助金については「農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(国庫補助)に基くものと、融資については「天災による被害農林漁業者に對する資金の融通に関する暫定措置法」(天災法融資)に基く融資、農林漁業金庫公庫資金(公庫資金)、系統資金(漁業協同組合一県信漁連一農林中金)に大別する事が出来ます。

別表はとりあえず前例及び現行のものを資金別に取り纏め、カツコで目下法律なり要綱改正に持ち込んでいる点を附記しました。

何れに致しましても、資金の流し方の基本となるものは、漁協転貸と云ふ事であり、つまり事業を通じて漁協と組合員の結び付きと、漁協の総合的な信用力をバックに組織の力を信頼し組合員に融資を行おうと云ふ事なのであります。

然し全国真珠養殖漁協が借入主体となる事について色々問題がある現状から見て、折角融資の道が開かれても受入れるべき組織が整備されない現在、資金の導入は困難と云う外ありません。

そこで、今金を借りる為に組合を結成すると云うのでなく、予て全国漁協で提唱致しております、地区養殖漁協の結成一生産系統団体の組織の整備をこの機会に促進し、組合員の協同の場とした地区養殖漁協を結成し、資金の導入と併せ、今後養殖事業安定の為最も必要とする生産規制の実施に、共同販売の伸展に実効を期すべきと考えます。

地区に於ても、本問題について更に慎重検討され、此の期を失せず地区漁協を結成、長期低利の資金を導入し災害の復旧と、養殖事業の安定を期せられん事を特に念願するものであります。

\* 10月10日役員会に於て説明のもの



想定される災害復旧資金 (34. 10. 10)

諸要件 資金の種類	1 天災による被害農林漁業者等に対する資金融通に関する暫定措置法(天災法融資)	2 農林漁業金融公庫資金(公庫資金)			3 伊勢湾台風の災害に対する応急資金	4 農林水産施設災害復旧事業国庫補助金の暫定措置に関する法律(国庫補助金)
		共同利用施設の災害復旧資金	主務大臣指定施設資金(一般資金)	主務大臣指定施設の災害復旧資金		
1. 融資対象者	一般被害漁業者 イ、台風により魚類、貝類及海草類の減収量が平年漁業総収入の1割以上 ロ、台風による漁船、漁具の被害が5割以上(政令で定められるものを除く)何れも市町村長の認定を受けたもの 特別被害漁業者 台風により魚類、貝類及海草類の減収量が平年漁業総収入の5割を超えるもの 特別被害地区 政令で定める旧市町村又は大字単位で次の条件に該当する為県知事が農林大臣の承認を受けて指定した区域 その区域内で漁業を営む特別被害漁業者の数が被害漁業者の1割を超えること(漁業者とは年間総所得の50%以上が漁業所得で占める者)	被害を被った漁業協同組合又は漁業生産組合  【特に災害復旧と云う立場から従来の方針を変更、事業規模についても50台以上の制約を撤廃方要望】	真珠養殖を営む個人又は会社 事業規模 所有筏台数50台以上500台未満	真珠養殖を営む個人又は会社で被害を被った者	県補償のもの 被害を被った漁業協同組合(転貸を含む)及漁業を営む個人 系統資金 被害を被った漁業協同組合(貸転を含む)	イ、補助金交付対象者 経営規模15台以下の業者に対しその後の復旧に要する経費の90%を補助 ロ、復旧費の基準 大破流出 1台 32千円 中破 1台 24千円  【補助金交付対象者を零細養殖業者とする政府の方針に対し100台未満の養殖業者にも補助金が均霑する様陳情中】
2. 資金用途	漁具(天災の都度政令で定む) 稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の修理、其の他漁業経営に必要な資金 【この項目の中に真珠母貝の購入費、筏、作業場、船舶等の修理費、復旧に要する人夫賃等が入れる予定】	養殖用筏設備(つり籠及母貝を含む)但し筏とつり籠(つり紐)及母貝を一体として取得する場合、養殖作業用船舶、作業場、倉庫の復旧 但し大珠中珠を生産する場合に限る  【災害復旧の立場からサイズ別制限の撤廃、一般資金についても作業用船舶、作業場、倉庫を含める事及母貝のみも設備として認められる様要望】	養殖用筏設備(つり籠及母貝を含む)但し筏とつり籠(つり紐)及母貝を一体として取得する場合、養殖作業用船舶、作業場、倉庫の復旧 但し大珠中珠を生産する場合に限る	養殖用筏設備(つり籠及母貝を含む)但し筏とつり籠(つり紐)及母貝を一体として取得する場合、養殖作業用船舶、作業場、倉庫の復旧 但し大珠中珠を生産する場合に限る	被害漁業者に対する応急資金、主として天災法融資、公庫融資のつなぎ資金	
3. 融資限度	一般経営資金 15万円以内で政令で定める額 右の額と市町村の認定する損失額に政令で定める一定率を乗じて得た額のどちらか低い方 【15万円以内を100万円以内に改正を要望】	事業費の8割以内 1件20万円以上500万円以内	事業費の6割以内 1人当500万円以内	事業費の8割以内 申込の1件10万円以上100万円以内 【申込1件500万円以内に変更の予定】	県補償のもの 融資総額5億円 1件につき 個人100万円以内 〃 組合500万円 〃 系統資金 金額に制限なし	
4. 融資要件	1. 利率 一般被害者 年6分5厘以内 特別被害地域に於ける特別被害者 年3分5厘以内 2. 償還期限 5年以内の範囲内で政令で定める 3. 貸付形式 証書貸付 連帯保証人2名以上 担保徴収せず 4. 融資金融機関 漁業協同組合(自己資金による融資能力のあるもの) 県信漁連、農林中金(漁協転貸) 市中金融機関(単協転貸又は直接貸出)	年7分5厘 【年7分に変更の予定】  2ヶ年据置 2ヶ年以内  証書貸付 担保として融資対象施設以外の不動産  【担保については組合転貸とし、組合保証、融資対象施設担保に変更要望】	年7分5厘  2ヶ年据置 2ヶ年以内  証書貸付 担保として融資対象施設以外の不動産	年7分  1ヶ年据置 10ヶ年以内 【期限は多少縮少の予定】 証書貸付 担保として融資対象施設以外の不動産	(県補償のものについては総て金融機関の定める処による) 系統資金 県信漁連に対し 2銭1厘 其の場合 2銭2厘 つなぎ資金については本資金貸出まで他は個々の事情による 系統資金 個々の事情により決定	
5. 利子補給	3分5厘資金に対し利子補給6分5厘 6分5厘 〃 〃 3分5厘	ナ シ	ナ シ	ナ シ	県補償のもの 県信漁連、農林中金、百五銀行 系統資金 漁業協同組合、県信漁連、農林中金	
6. 損失補償	貸付総額の100分の50以内				県補償のもの 貸付総額の100分の20以内	

伊勢湾台風真珠関係被害額並に復旧処要資金額調

被害額

くろ貝	3,485,010
手持母貝	532,560
筏施設	707,174
陸上 〃	171,000
船舶 〃	9,900
計	4,905,644

処要資金額

母貝購入費	1,425,000
核 〃	150,000
筏施設	649,000
陸上 〃	180,000
作業船	27,000
復旧人夫賃	40,500
計	2,471,500

# 伊勢湾台風による真珠関係被害調査表

(第4次 34. 10. 1 現在)

三重県水産課  
全国真珠養殖漁業協同組合

## ④ 真珠養殖関係

くる貝の被害 (詳細第1表)	3,485,010千円
手持母貝の〃 (〃)	532,560〃
筏施設の〃 (詳細第2表)	707,174〃
陸上施設の〃 (詳細第3表)	171,000〃
船舶の〃 (〃)	9,900〃
計	4,905,644〃

## ④ 真珠貝養殖関係

母貝(2、3年生)の被害 (詳細第4表)	284,750千円
稚貝(当年産)の〃 (〃)	24,570〃
筏施設の〃 (詳細第5表)	191,138〃
合 計	5,406,102〃

# 真珠養殖被害調査表

第 2 表

地 区	登録筏数	筏 施 設				
		被害程度	比 重	筏 数	1台当被害額	被 害 額
鳥 羽	4,537台	流失・大破	5%	227台	2 5千円	5,675千円
		中 破	2 0	907	1 0	9,070
		小 破	2 0	907	1	907
的 矢	6,687台	流失・大破	1 5%	1,003台	2 5千円	25,075千円
		中 破	3 0	2,006	1 0	20,060
		小 破	2 0	1,337	1	1,337
英虞湾	45,516台	流失・大破	2 0%	9,103台	2 5千円	227,575千円
		中 破	4 0	18,206	1 0	182,060
		小 破	2 0	9,103	1	9,103
五ヶ所	10,502台	流失・大破	3 0%	3,150台	2 5千円	78,750千円
		中 破	4 0	4,200	1 0	42,000
		小 破	2 0	2,100	1	2,100
南 島	5,612台	流失・大破	4 0%	2,245台	2 5千円	56,125千円
		中 破	3 0	1,684	1 0	16,840
		小 破	2 0	1,122	1	1,122
紀 州	2,227台	流失・大破	4 0%	890台	2 5千円	22,250千円
		中 破	3 0	668	1 0	6,680
		小 破	2 0	445	1	445
合 計	75,081台	流失・大破		16,618台		415,450千円
		中 破		27,671		276,710
		小 破		15,014		15,014
		計		59,303台		707,174千円



施設関係被害調査表

第3表

陸上施設 (作業場・器具器材)									作業船					
全壊・大破			中破			小破			計	大型船		小型船		計
件数	単価	金額	件数	単価	金額	件数	単価	金額		流失大破	中小破	流失大破	中小破	
360	200	千円 72,000	540	100	千円 54,000	900	5	千円 45,000	171,000	10隻 5,000千円	30隻 3,000千円	30隻 900千円	200隻 1,000千円	270隻 9,900千円

真珠貝養殖母貝稚貝の被害調

第4表

地区	登録筏数	母貝 (2・3年生)						稚貝 (当年産)					
		筏数	貝数 1台5,000	被害率	被害貝数	単価	被害額	筏数	貝数	被害率	被害数量	単価	被害額
鳥羽	台	台	介	%	介	円	千円	台	kg ( $\rho$ )	%	kg ( $\rho$ )	円	千円
的矢	77	70	350,000	40	140,000	10	1,400						
英虞湾	2,973	1,980	9,900,000	40	3,960,000	10	39,600	400	10,500 (2,800)	40	4,200 (1,120)	1,500	1,680
五ヶ所	7,166	4,500	22,500,000	40	9,000,000	10	90,000	1,200	31,500 (8,400)	40	12,600 (3,360)	1,500	5,040
南島	5,902	2,100	10,500,000	50	5,250,000	10	52,500	2,800	73,500 (19,600)	50	36,750 (9,800)	1,500	14,700
紀州	5,778	4,050	20,250,000	50	10,125,000	10	101,250	600	15,750 (4,200)	50	7,875 (2,100)	1,500	3,150
計	21,896	12,700	63,500,000		28,475,000	10	284,750	5,000	131,250 (35,000)		61,425 (16,380)	1,500	24,570

真珠貝養殖(筏施設)の被害調査表

第5表

地区	登録筏数	流失・大破				中破				小破				計
		%	台数	単価	金額	%	台数	単価	金額	%	台数	単価	金額	
鳥羽	台		台	千円	千円		台	千円	千円		台	千円	千円	
的矢	77	15	11	18	198	30	23	7	161	20	15	1	15	
英虞湾	2,973	20	595	18	10,710	40	1,190	7	8,330	20	595	1	595	
五ヶ所	7,166	30	2,150	18	38,700	40	2,866	7	20,062	20	1,433	1	1,433	
南島	5,902	40	2,360	18	42,480	30	1,770	7	12,390	20	1,180	1	1,180	
紀州	5,778	40	2,311	18	41,598	30	1,733	7	12,131	20	1,155	1	1,155	
計	21,896		7,427	18	133,686		7,582	7	53,074		4,378	1	4,378	191,138

# 養殖業界時事ニュース

## 真珠生産計画に一役

### 稚貝 8 千貫を潰す

#### 全国真珠貝養殖連合協態度決定

全国真珠貝養殖連合協議会（会長協専一氏）は既報の通り県単位の真珠貝漁協の全国的な組織を強化するためさきに結成されたが9月16日の三重部会では真珠の生産計画を側面的に助成するため、今年度過剰稚貝8千貫を潰すとの態度を決め、母貝養殖主要県の愛媛にも水産庁を通して協力を呼びかけることになった。これは真珠市価安定策の一環として行なわれてきた不良真珠貝の廃棄とは全く生産点を異にし、あくまでも母貝需給円満達成を目標とした自主的なものだけに、水産庁当局や真珠養殖業者はきわめて好感を持っている。

## 生産計画の策定と需給調整

### 全国真珠貝養殖連合協議会規約

既報の如く全国真珠貝養殖連合協議会は発足したが同協議会の規約は次の如くである。

#### （趣旨）（目的）

第一条 この会は真珠貝養殖を営む者を糾合して真珠貝の計画生産を遂行し、その需給を調整して真珠事業の合理的発展に資すると共に、各々の経済力を強化する事を目的とする。

#### （名称）

第二条 この会の名称は全国真珠貝養殖連合協議会（以下「協議会」という）とする

## (業 務)

第三条 協議会は次に掲げる事項について協議し、必要な対策を講ずるものとする。

1. 真珠貝の養殖に関する技術及び知識の向上を図るための教育情報の提供並びに交換
2. 真珠貝生産の計画の策定及需給調整
3. 経済力強化のためにする相互又は対外団体協約の締結
4. 前各項に附帯する事項

## (組 織)

第四条 協議会は真珠貝養殖を営む者をもつて構成する府県を単位とする団体をもつて組織する。

## (加入及び脱退)

第五条 協議会に加入しようとする者は加入申込書を会長に提出し、会長はこれを幹事会に計り決定する。

2. 協議会を脱退しようとする者は年度末2ヶ月前に会長に届け出なければならない。

## (会長副会長及び幹事)

第六条 協議会に会長、副会長各1名及び幹事を置く、協議会を構成する各団体は1名の幹事を選出し、幹事の互選によつて会長及び副会長を選出する。

2. 会長は会務を統轄し協議会を代表する。
3. 会長事故あるときは副会長これに当る。
4. 会長、副会長及び幹事の任期は2年とする。但補足の幹事については前住者の残任期間とする。

## (参事及び会計)

第七条 協議会に参事若干名及び会計を置く。

2. 参事及び会計は構成団体の役職員又は関係官公庁の職員について会長が委嘱する。
3. 参事及び会計は協議会の事務を補佐する。

## (幹事会)

第八条 協議会の運営は幹事会の議法による。

2. 幹事会は会長が招集し、議長は会長がこれに当る。
3. 次に掲げる事項は幹事総数の過半数が出席し、出席幹事の過半数をもつて決する。

- 1). 予算及び決算
- 2). 諸規程の制定及び改廃
- 3). その他協議会の運営上重要な事項

#### (事務局)

第九条 協議会の事務局は会長の所属する府県内に置く

#### (会計経理)

第十条 協議会の運営その他業務に要する経費は構成団体の会費をもつて充てる。

2. 会費は毎年度徴集するものとし、金額は幹事会が定める。
3. 協議会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (報酬・給与・旅費等)

第十一条 幹事に對する報酬、参事会計に對する給与及び旅費、その他の費用弁償は別に定めるところによる。

#### (雑則)

第十二条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営その他に関し必要な事項は会長が定める。

#### 附則

この規約は昭和34年9月4日から施行する。

上の如く規約によつて全国真珠養殖連合協議会は発足し、全国的な母貝組合として業界から注目されており、今後の活躍が大いに期待されている。

---

## 真珠業界に最低賃金制

### 伊勢労基署で制度化にのり出す

伊勢労基署ではこのたび伊勢志摩地方の真珠業界に最低賃金制を実施する方針を定め、その制度化に乗り出している。

今度対象となつたのは管内（伊勢市、鳥羽市、志摩郡）に5事業場、200人の従業員をもつ加工業者と、10事業場、300人の従業員をもつ核製造業者である。

同署ではこれにさきだつて去る2日正午より署内に加工、核製造両業者15人を招き、第1回最低賃金制の説明会を開催した。



まず最賃法をすでに実施している業界の状況の説明によつて業者側の実施に対する賛意を得業者間協定を結ぶ準備として業者の経営状態、従業員の労働条件などの調査を依頼した。又同業組合を作つて、業者間で自主的に最賃制を進めて行くよう申し入れをした。

これにより核製造業者は10日、伊勢市大世古町の村田真珠に於て13人が集り、真珠核工業組合を結成、最低賃金制の実施をする事を申し合せた。同組合では今後各業者の資料に基づき、統一された最低賃金を決定する。なお加工業者の方は現在準備中である。

核及び加工業の従業員は500人のうち大半が中学校を卒業した10代の女子である。核製造では貝類を切つて丸型の核にするまでの工程に従事し、加工では玉のよりわけやネックレスの仕上げなどに従事している、18歳の女子で1ヶ月5千円から6千円ぐらいの賃金である。製核所の経営者側は、従業員に更によい、労働条件で働いてもらえるよう最賃制を審査するといつているので、今後ほどの事業場でも現在より労働条件のよくなる事が予測される。

労基署では核、及び加工業は少くとも年末までに制定の予定であり、その内管内2千の養殖業者に呼びかける方針であるが養殖業は季節労働者などもあり労働条件が複雑な為、核、加工業が先立つて対象になつたものである。

---

## 中国産ドブ貝輸入したい

### 真珠核工組 水産庁に要請

三重県真珠核工業組合ではかねて真珠の核原貝として中国産のドブ貝を輸入したい要望があつたが、このたび全国真珠漁協を通じて左の如く重ねて水産庁に要請してきた。

それによると最近、特に今年はアメリカ、ミシシッピ川のダム建設などのため、貝殻の育成が乏しくなり、資源量も減少する傾向にあり、更に今年はダム建設との関係から採取時期が3、4ヶ月ずれ、又一方貝殻の輸入については従来3%だつた輸入が1%に下り原貝の価格が今年は1トン当り8万5千円(昨年5万5千円)にはね上つた。

これらの事情から相当原料を無理して製産される事を余儀なくされ、その結果悪質の核の流れる恐れもあるので中国産ドブ貝の輸入要望がなされたのであ

る。

水産庁としては通産省と協議せねばならぬが真珠の主な輸出国はアメリカであるため、原産地証明ということにも関連してくるので相当困難な問題と考えている模様である。

しかし原貝が本当に手に入らぬ様な事になれば大きな問題であるので現地事情をよく聴取した上対策をねる模様である。

---

## 経営合理化に期待 水銀灯照射で養殖期間短縮 中部電力、御木本と提携で研究に着手

中部電力伊勢営業所ではこのたび御木本真珠研究所と提携して、真珠を水銀灯照射によつて養殖期間を半分に短縮する研究を具体化しようとしている。この研究が結実すれば、数年来真珠業界の悩みである経営の悪化による養殖期間の短縮から粗悪品がハンランする状態を解決するものとして期待されている。

真珠養殖は筏につるしてある真珠貝が2mの浅づりでは玉が金、黒などの二級品となり、約5mの深づりの場合はピンク、白、銀の良質品となるのが一応定説になつているが、学説的には立証されていない。中電ではこれが光線によるものではないかという想定により、比較的養殖期間の短い浅づりの貝に深づりの水と同色に近い水銀灯を照射すれば成長度を二倍に高め、色も良質玉と同じ結果をもたらす、との新説をもとに研究に乗り出す事になつたものである。

方法としては (1)陸上からの水銀灯照射 (2)投光器による局部照射 (3)水中直接照射の3つがあるが、技術的に(2)が有力方法とされており、近くモデル漁区を設定して、メーカー発注の器具の出来しだい來春から1年の期間で実施する予定になつており、期間中の変化データは御木本が担当する模様である。

中電側ではこれにつき次の様な見解を明らかにしている。

水銀灯は深い水の色と同じ黄、緑がおもなエネルギーとなつている。深づりが何故よいかは常識的に温度、水流、光線、エサ、老廃物などの条件が考えられるが、つきりした学説はない様である。その一条件である「光線」による貝の成育上の変化を研究するため未知の問題に對する対策がたてられる事にな

る。成功、不成功に限らず1つの収穫になると考えている。光線と色の関係をあらゆる角度から分析して良質真珠の育成に役立てたい。

(真珠新聞 第197号)

## 業界重要施策の審議機関

### 新たに政策委員会を設置

山本勝氏を委員長とする市価対策委員会は、9月9～10の両日熱海で、11日は東京でそれぞれ前後3回にわたり連続開催、今秋の浜揚げ珠の集荷と価格決定につき、慎重に検討を行なつた結果、大局的には大手業者が計画的、かつ積極的態度に出て、まず6億円の浜揚げ珠を買取り、価格の安定に協力すること、また、市価安定委員会を拡大強化し、業界全体の基盤確立の目的で、振興会及び漁、加、輸の3組合内に、それぞれ政策委員会を設置し、定期的に委員会を開き急速に具体策を検討、実現に移すことになつた。

### 政策委員会実施要項決まる

振興会では、別記市価安定対策委員会で、御木本会長提案通り、振興会並に漁協、加工、輸出組合内に政策委員会を設置することに意見が一致、即時、緊急理事会を開き、別項の如く実施要項を決定し、各組合宛て通達した。

#### 政策委員会を設置（内規）

1. 本会に政策委員会を置く。
2. 委員は漁協、加工、輸出3組合の政策委員会よりの推選者を、理事会に諮り決定する。
3. 委員長、副委員長は委員の互選にり選出する。
4. 委員会の目的は、真珠業界全体の立場から事業の振興策を樹立し、3組合を通じてその実現を図る。
5. 右の目的達成のため、委員会は3組合の政策委員会に、高度視野からの調査、研究立案事項を指示連絡し、その結論を総合検討の上、施策を樹立する。また3組合政策委員会よりの施策の提案を審議し、理事会に報告、承認

を得て、3組合に実現方を要請する。

6. 委員会は定例会議を年4回、緊急事項について随時会議を開催する。

〇 〇 組 合

### 政 策 委 員 会 (案)

1. 本組合に政策委員会を置く。
2. 委員は、本組合の役員、一貫業者、純単一業者のうちから、理事会の承認を得て、選任する。
3. 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。
4. 委員会は振興会の政策委員会に代表委員若干名を推選する。
5. 委員会の目的は、本組合の立場に立脚して、業界全般の振興策を立案し、振興会政策委員会に提案する。又振興会政策委員会よりの指示連絡事項について、調査、研究、立案し答申する。
6. 振興会政策委員会の決定事項については、其の実現について組合の推進力となり積極的に協力する。
7. 委員会は定例会議を年4回、緊急事項については臨時会議を開催する。

埋  
め  
草

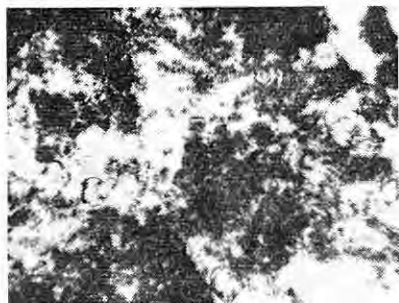


貝 の 告 白

〇 生

「この写真が証拠だ」と突きつけられた時には総毛立つ怖しさでした。

知らぬこととはいいながら、こんなに多く食べたとは因業なことです。多い時には一日に自分等の子供だけでも千個以上も食べていたと聞かれた時には自分の罪の深さに、はらわたを裂きたい思っていました。



私たちの幾代も前のことでしょうか、まだ静かな海底で平和な生活をしていた当時は親と子の「すみか」は海底と中層にはつきり別れていましたから決してこ

んな悲劇の起る因もなく、子供は元気で親のもとに帰っていたものです。今更愚痴を言う訳ではありませんが人間に私たちの「すみか」を変えられたのに気付かなかつたばかりに。

聞くとところによりますと或る地方では、おとなはどんどん転入して来て多くなるのに子供の数はその割に増えないとか。私の様に、知らぬ間に……。想像しただけでも怖いことです。

---

## 官 庁 通 報

名 局 法 1 - 207

名 局 所 5 - 16

税 務 署 長 殿

昭 和 34 年 10 月 19 日

名 古 屋 国 税 局 長

真珠養殖業者が全国真珠養殖漁業協同組合に出荷した真珠の  
税務計算上の取扱について（例規通達）

養殖真珠はその浜揚および出荷が通常10月から翌年の2月ごろまでに集中して行われるため、往々生産地価格の低落をきたすところから、これが安定をはかる目的をもつて昭和29年10月より全国真珠養殖漁業協同組合による共同集荷販売が行われているのであるが、この集荷販売はきわめて特殊な決済方式を採っているところから、従来、真珠養殖業者の損益の計算にあたって組合に對する出荷真珠についての損益の帰属の時期をいつにみるかについては、必ずしも明確になされていながつたようであるが、その本質は委託販売契約に基く共同集荷販売と認められるので、真珠養殖法人の損益計算にあたっては法人税基本通達251により取り扱うこととされたい。

なお個人の真珠養殖業者の所得計算にあつても、これに準じて昭和34年分所得税から取り扱うこととされたい。

（通達251）

契約に基く委託販売による損益は、当該委託品について受託者が販売した時を含む事業年度の益金、又は損金に計上するものとする。

従つて受託者からの当該委託品についての売上計算書を少なくとも各事業年度ごとに徴しなければならない。

## 編集後記

- 10月1日以来、毎日々々災害々々とどちらを見ても、どこへ行つても、誰にあつてもこの事ばかりで完全に災害ノイローゼにかかつてしまった。
  - 一早く、カメラマンに早変わりして飛び出して以来、毎日押しかける来客、問い合せ、見舞にテンテコ舞いをさせられ、半月ばかりは写真と取材にあけくれた……といつてもよい位であつた。
  - 今日ようやく落ちつき、ポツポツ出荷にみえる業者にきいても大体片づいた様で予想外に早い回復振りに喜んでいる次第である。
  - 他国ではこの台風の被害がものすごいもの……と報道されただけに各地から見舞が来り、中にはついこの間大火のため町の%も焼失した奄美大島からの便りによれば、自分達の災害から推して伊勢の災害は驚嘆する程大きいので、島でも救援運動を起している……と実にびつくりするニュースもあつた。
- それ故、これらの同情を無意味にせず今後の災害対策を建てねばならぬ……と思うのである。
- 組合の方は予定通り集荷を続け入札も行っております。本業が盛期に入るので研究会の方もシーズン、オフの様な形になりますが、会報文は毎月出すつもりですから、落ちついた時にニュースでも御寄せ下さい。
  - 同封のアンケート、いろんな点で参考になりますから是非記入の上返送下さい。締切は11月20日迄 (S)

昭和34年10月31日発行

第4巻 第7号会報 (非売品)  
(通巻第26号)

編集委員 白 井 祥 平

三重県伊勢市岩淵町84番地ノ2

真珠会館内

発行所 真珠研究会伊勢部会  
電話(伊勢局代表)4147番

三重県伊勢市岩淵町140

印刷所 神都印刷株式会社  
電話(伊勢局)2230番